デザイン戦略と知的財産権の実際

znug design, inc. 取締役 根津 孝太



znug design, inc. 取締役・デザイナー 根津 孝太

1992 千葉大学 工学部 工業意匠学科 卒業 トヨタ自動車 入社 代表作:愛・地球博 i-unit

2005 znug design (ツナグデザイン) 設立
 自動車など工業製品のコンセプト企画とデザイン
 ミラノサローネ、100%デザインなどで作品発表
 グッドデザイン賞、ドイツ iF デザイン賞 など受賞











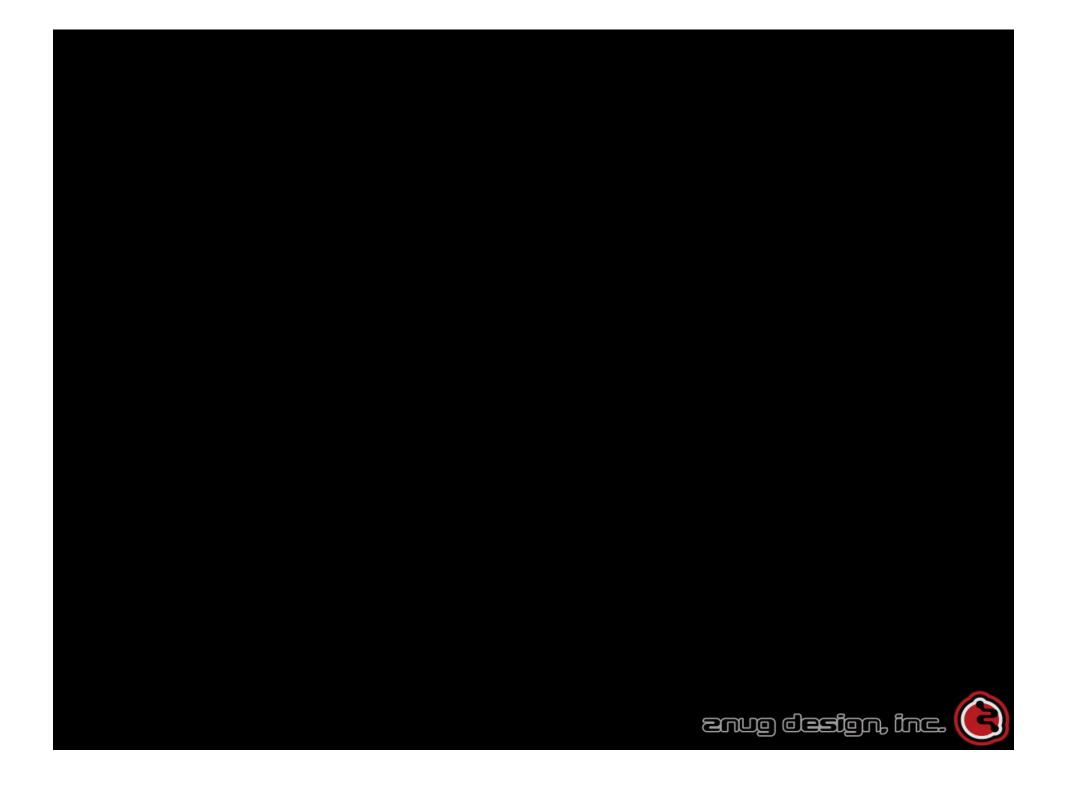
淺野雄一郎さんへの感謝をこめて

私の大学時代の同期で、特許庁にお勤めでしたが、 2011年2月にお亡くなりになりました。

出願の方法などいろいろと親切に教えていただき、 ほんとうにお世話になりました。

心よりご冥福をお祈りいたします。





デザイン事務所にとっての知的財産権って?

「投資」という観点が重要

- ・創作したものをまもる(ことに意識的になる)
- ビジネスをまもる(ことに意識的になる)
- ・出願・登録料はどんどん安くなっている!

→ 自分でできることは自分でやる (同じコストでたくさんの効果を得る)



権利化にかかるコスト(書類自作の場合)

意匠

出願:¥16,000

登録:¥25,500 (3年分)

商標

出願: ¥12,000 (3,400 + 8,600 x 区分数)

登録:¥37,600 (10年分)



権利化にかかるコスト(書類自作の場合)

特許

出願:¥15,000

審査: ¥172,600 (¥168,600 + 4000 x 請求項数)

登録:¥7,500 (¥2,300 + 200 x 請求項数, 3 年分)

実用新案 (無審查)

出願:¥14,000

登録: ¥6,600 (¥2,100 + 100 x 請求項数,3年分)



なんで知的財産権に興味を持ったのか?

知的財産権への興味

- ・学生時代の卒業研究で独学で出願 (特許で楽をしてもうけよう!と思った(笑))
- トヨタ自動車時代のコンセプトカー関連出願 (出願件数 部で一位、弁理士さんとの協業)
- 独立後の出願での経験 (人任せではダメかもしれない!)

学生時代の卒業研究で独学で出願

図書館の資料で参考資料を集めて独学 (いまよりずっと手間がかかった) 独特の「くどすぎる」いいまわしに辟易

- ・トヨタ・ホンダなど大手自動車メーカの願書
- ・権利取得に積極的な中小企業の願書
- 乗り物を中心に様々な分野のスマートな願書



(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開平6-8869

(43)公開日 平成6年(1994)1月18日

 (51)Int.Cl.5
 識別記号
 庁内整理番号
 FI
 技術表示箇所

 B 6 2 K
 21/00
 7331-3D

審査請求 未請求 請求項の数1(全 4 頁)

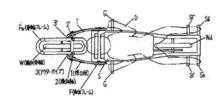
(21)出願番号	特顯平3-91784	(71)出願人	
(22)出願日	平成3年(1991)1月29日		根津 孝太 東京都杉並区善福寺 3 丁目22番10号
		(72)発明者	根津 孝太 東京都杉並区善福寺 3 丁目22番10号
			XXDVXXXXIII (O) CLEBIN (

(54)【発明の名称】 車両の操向装置

(57)【要約】

【目的】 主として単一の操向車輪を有する二輪車などの車両に適用される操向装置において、操向軸及び操向ハンドルを廃して車体フレームの左右への傾斜に伴った操向車輪の操向を可能とし、操縦者が重心の低い姿勢で乗車する場合でも操向でき、なおかつ良好な視界を得られることを可能とする。

【構成】 操向車輪を軸支する車輪フレームにキャスター角を設けて固設された左右一対の回動軸を、左右方向にたわみ変形する左右一対の弾力板の各前端に固設されたアウターパイプにより回動自在に支承し、前記弾力板の各後端を前記回動軸よりも広い間隔を開けて車体フレームに固定又は一体化することにより構成される操向装置によって、車体フレームの左右への傾斜に伴った操向車輪の操向をすることを特徴としている。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 操向車輪(W)を軸支する車輪フレーム (Fw) にキャスター角を設けて固設された左右一対の 回動軸(2,2')を、左右方向にたわみ変形する左右 一対の弾力板(1, 1')の各前端に固設されたアウタ ーパイプ(3,3')により回動自在に支承し、前記弾 力板(1,1')の各後端を前記回動軸(2,2')よ りも広い間隔を開けて車体フレーム (F) に固定又は一 体化することにより構成され、前記車体フレーム(F) を左右に傾斜させることにより前記操向車輪 (W) の車 10 ばいになって車体保持用グリップG. G'を手でつか 軸方向に発生する力によって、前配弾力板(1, 1') が左右方向にたわみ変形して、前記回動軸(2,2') に前後差が生じて前記操向車輪 (W) が操向されること を特徴とする、車両の操向装置。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【産業上の利用分野】本発明は、主として単一の操向車 輪を有する二輪車などの車両に適用される操向装置に関 する。

[0002]

【従来の技術】従来、二輪車に一般的に用いられる操向 装置は、操向車輪を軸支するフロントフォークの上端に 操向軸を設け、この操向軸を車体フレーム前端のヘッド パイプによって回動自在に支承し、操向ハンドルをこの 操向軸の上端に取り付けた構成を有する。

[0003]

【発明が解決しようとする課題】従来の技術による操向 装置では操向ハンドルが操向車輪の上方に位置し、操縦 者の座席の地上高を高くせざるを得ないため、操縦者が 明は、操向軸及び操向ハンドルを廃して、操縦者が重心 の低い姿勢で乗車する場合でも操向でき、なおかつ良好 な視界を得られる操向装置を提供しようとするものであ

[0004]

【課題を解決するための手段】本発明によれば、操向車 輪を軸支する車輪フレームにキャスター角を設けて固設 された左右一対の回動軸を、左右方向にたわみ変形する 左右一対の弾力板の各前端に固設されたアウターパイプ により回動自在に支承し、前記弾力板の各後端を前記回 40 である。図6は、車体フレームFを左に傾斜させた時の 動軸よりも広い間隔を開けて車体フレームに固定又は一 体化することにより構成される操向装置によって、前記 車体フレームの左右への傾斜に伴った操向車輪の操向を 可能とした。これは、前記車体フレームを左右に傾斜さ せることにより前記操向車輪の車軸方向に発生する力に よって、前記弾力板が左右方向にたわみ変形して、前記 回動軸に前後差が生じて前記操向車輪が操向されること を利用したものである。

[0005]

【実施例】図1、図2は、本発明装置の一実施例を取り 50 り回動自在に拘束されているため、弾力板1は平面図で

付けた車両の平面図、側面図である。Fは地上高を低く 設定した車体フレームで、その前端部に本発明の操向装 置が取り付けられ、操向車輪Wを支持している。車体フ レームFの後部には後輪Wdが軸支され、その前方に搭 載される原動機Eにより伝動装置Bを介して駆動される ようになっている。また車体フレームFには、その中央 部にシートS、前端部左右両側に一対の車体保持用グリ ップG, G'、後端部にステップSf, Sf', Sb, Sb'が取り付けられており、操縦者DはシートSに腹 み、後輪Wdを跨いで足先をステップSf.Sf'.S b. Sb' に掛ける姿勢で乗車するようになっている。 【0006】図3、図4は、本発明装置の一実施例の平 面図、側面図である。操向車輪Wを回転自在に支持する 前車軸Aは、その両端を車輪フレームFwにより支承さ れている。車輪フレームFwには、キャスター角 θ を設 けて左右一対の回動軸2,2′が取り付けらており、そ の軸線Yの延長部が地面と交わる点が操向車輪Wの接地 点Xに十分近くなるように設定されている。左右一対の 20 弾力板1, 1'は、その各前端に固設されたアウターパ イプ3,3'を介して回動自在に回動軸2,2'を支承 しており、その各後端で車体フレームFに固定されてい る。弾力板1,1'は偏平な板状で上下方向に断面の切 り口が長く、平面図で見ると車体中央側を中心にやや円 弧をなして、車体フレームFから車輪フレームFwにか けてすぼまるように取り付けられている。また、弾力板 1, 1'は、樹脂、繊維強化樹脂(FRP)、金属など さまざまな材料で作ることが可能である。アウターパイ プ3.3'には、弾力板1.1'を固定するための金属 重心の低い姿勢で乗車する車両には不向きである。本発 30 製部品M, M'が取り付けられており、金属板Ma, M a'と共に弾力板1,1'の各前端部を挟み、ボルトに よって締め付けて固定する。同様に、車体フレームFの 前端部にも金属板Mf, Mf΄ が取り付けられており、 金属板Mb, Mb′と共に弾力板1, 1′の各後端部を 挟み、ボルトによって締め付けて固定する。

【0007】金属製の車体フレームFの代わりに、車体 をすべて繊維強化樹脂 (FRP) などで作り、弾力板 1. 1'と一体化して成型することも可能である。

【0008】図5は、弾力板1、1'のZ-Z'断面図 地面からの力の伝わり方を説明した操向車輪W及び車軸 の正面図である。図7,図8は、操向の仕組みを模式的 に表した本発明操向装置の平面図である。図1、図2の 車両において、走行しながら操縦者Dが重心を移動する などして車体フレームFを左に傾斜させると、操向車輪 Wの車軸方向に地面からの抗力Paの分力Pcが働き、 それによって車輪フレームFwは車体中央から右外側へ 押し出されようとするが、回動軸2,2'が弾力板1, 1'の前端部に固設されたアウターパイプ3.3'によ 見て車体中央後ろ寄りに向かって入り込むような形でた *の平面図である。 わみ変形し、弾力板1'は、車体外側前寄りに向かって 伸びるような形でたわみ変形する。これにより回動軸 2, 2'に前後差が生じ、車輪フレームFwが左に操向 され、よって操向車輪Wが左に操向される。車体フレー ムFを右に傾斜させた時も同様である。

[0009]

【発明の効果】以上のように本発明装置によれば、従来 装置のように操向軸や操向ハンドルを用いずに、車体を 傾斜させることにより操向車輪の操向を行うことができ 10 D ると共に、車輪をその側部で操向可能に支持できるた め、車両の設計においてより大きな自由度を得ることが できる。特に操縦者が重心の低い姿勢で乗車するような 車両においては、前方視界を妨げられることなく容易に 操向を行うことができる。また、車体を繊維強化樹脂 (FRP) などで成型した車両には、車体に一体化して 搭載することができるため有利である。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明操向装置を備えた二輪車の平面図であ

【図2】本発明操向装置を備えた二輪車の側面図であ

【図3】本発明操向装置の平面図である。

【図4】本発明操向装置の側面図である。

【図5】弾力板1, 1'のZ-Z'断面図である。

【図6】車体フレームFを左に傾斜させた時の地面から 操向車輪Wの車軸への力の伝わり方を説明した正面図で ある。

【図7】操向の仕組みを模式的に表した本発明操向装置* 图1]

【図8】操向の仕組みを模式的に表した本発明操向装置 の平面図である。

【符号の説明】

1, 1' 弹力板

2. 2' 操向軸

3,3' アウターパイプ

前車軸

В 伝動装置

操縦者

原動機

車体フレーム

車輪フレーム

車体保持用グリップ G

M, M' 弾力板取り付け用金属製部品

Ma, Ma' 弾力板取り付け用金属板

Mb, Mb' 弾力板取り付け用金属板

Mf. Mf' 弾力板取り付け用金属板

地面からの抗力

20 Pb Paの車軸の一端での分力

Рс Pbの車軸方向の分力

S シート

Sf, Sf' ステップ

Sb. Sb' ステップ

操向車輪

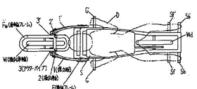
Wd 後輪

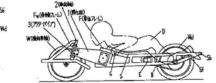
操向車輪の接地点

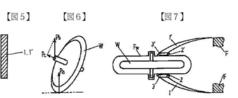
操向軸線

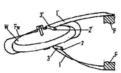
Z 弾力板の断面をとるための平面

[図2]

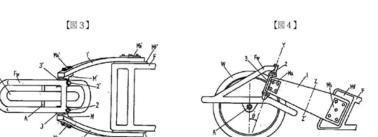








[图8]

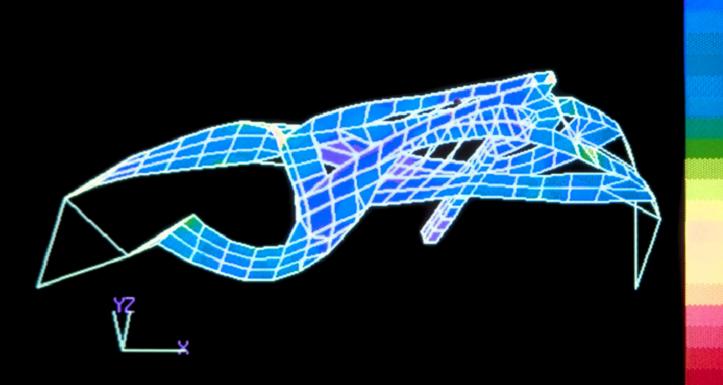


特開平6-8869

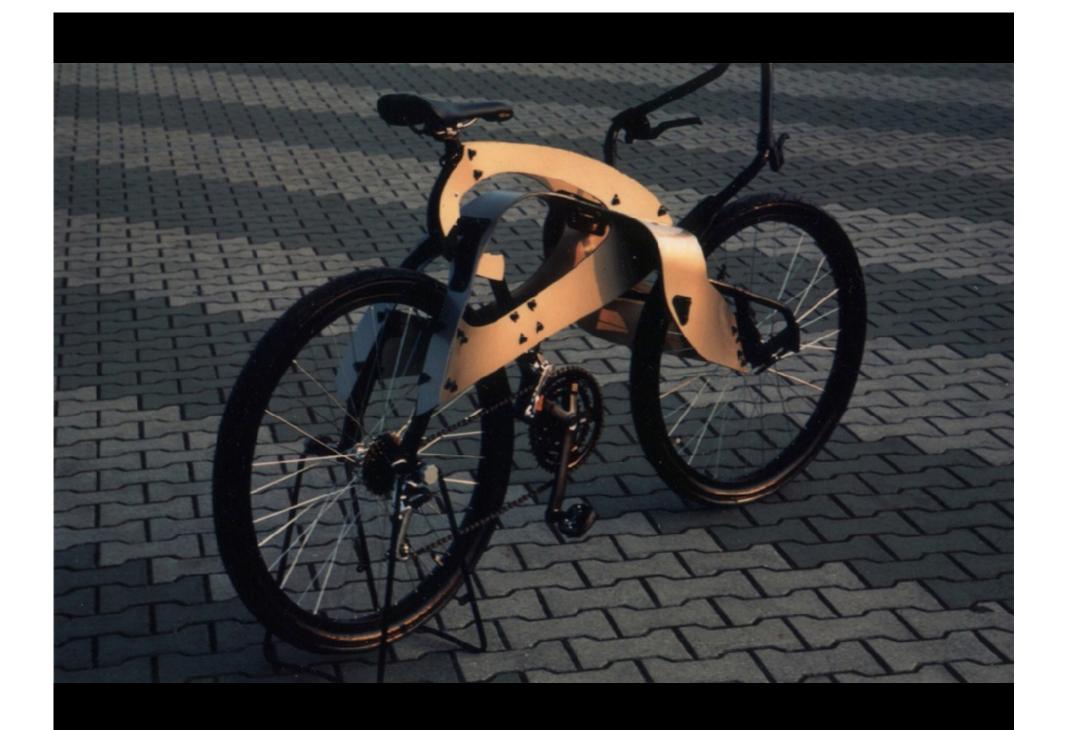


MSC/pal 2

MAX SHR/2ND MJ



0.0000E+00 1.979ØE-Ø1 7.9158E-01 2.9684E+00 3.7600E+00 3.9579E+00 4.1558E+00



トヨタ自動車時代のコンセプトカー関連出願

コンセプトカーは特許の宝庫 弁理士さんとの協業で多数出願

- ・ 車両のシステム関連
- ビジネスモデル特許



(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出顧公開番号 特開2002-74009 (P2002-74009A)

(43)公開日 平成14年3月12日(2002.3.12)

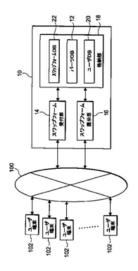
(51) Int.Cl.7	鐵別記号	FI			テーマコ・	-*(参考)
G06F 17/60	3 0 2	G06F 17	7/60	3024	A 5	B 0 4 9
	ZEC			ZEC		
	3 1 2			3 1 2		
	3 1 4			3 1 4		
		審査請求	未請求	情求項の数 4	OL	(全 13 頁)
(21)出願番号	特順2000-261570(P2000-261570)	(71)出願人	000003207			
			トヨタ自動	加車株式会社		
(22)出願日	平成12年8月30日(2000.8.30)		愛知県豊田	日市トヨタ町 1	1番地	
		(72)発明者	根津 孝太	×		
			愛知果豊田	日市トヨタ町 1	番地	トヨタ自動
			車株式会社	内		
		(72)発明者	サイモン	ハンフリース	<	
			愛知果豊田	日市トヨタ町 1	番地	トヨタ自動
			車株式会社	上内		
		(74)代理人	100088155			
			弁理士 5	後谷川 芳樹	(外1	名)
					,	最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 取引支援システム及び取引支援方法

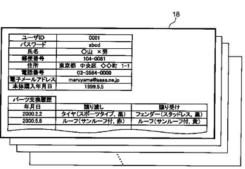
(57)【要約】

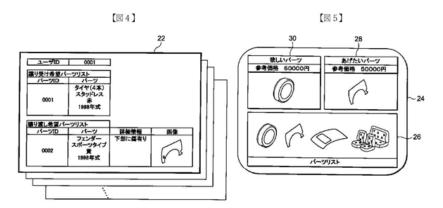
【課題】 安全な交換取引を可能とする取引支援システムを提供する。

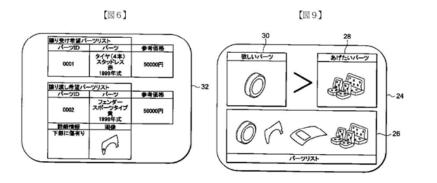
【解決手段】 取引支援システム10は、自動車を構成するパーツの交換取引を支援する取引支援システムであって、一のユーザから、譲り渡し希望パーツと譲り受け希望パーツとを指定するスワップフォームの入力を受け付けるスワップフォーム受付部14と、上記スワップフォームを他のユーザに対して提示するスワップフォーム提示部16とを備えている。スワップフォーム受付部14は、スワップフォームの入力を行う上記一のユーザに対し、譲り渡し希望パーツの参考価格とを提示する。スワップフォーム提示が16は、スワップフォームとともに、当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格と当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格と当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格と当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格と当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格と当該スワップフォームに含まれる譲渡希望パーツの参考価格とと上記他のユーザに対して提示する。



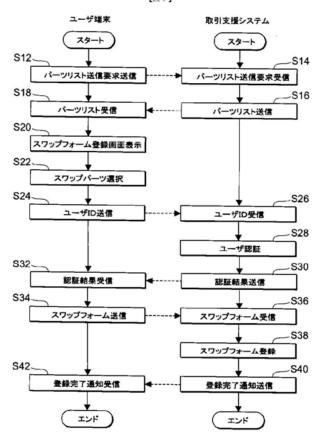


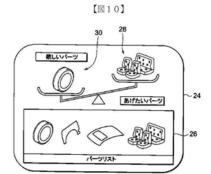






[图7]





フロントページの続き

(72)発明者 山和 紀久子 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動

愛知県豊田市トヨタ町 1 番地 トヨタ目動 車株式会社内 (72)発明者 松原 範裕

愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動 車株式会社内

F ターム(参考) 5B049 BB11 CC10 GG04



(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号 特開2002-267470 (P2002-267470A)

最終頁に続く

(43)公開日 平成14年9月18日(2002.9.18)

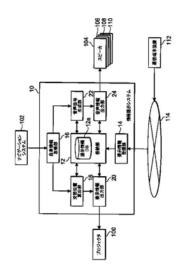
(51) Int.Cl.7		鐵兒	別記号		FI					テーマニ	I-ド(参考)	
G01C	21/00				G01C	21/	00		(2	F029	
G06F	17/60	1 -	4 4		G06F	17/	60		144	5	H180	
		3	2 6						326			
G 0 8 G	1/0969				G 0 8 G	1/	0969					
					審查請	求	未請求	請求項	の数12	OL	(全 16 頁))
(21)出願番号	}	特順2001-	-72539(P2001-	72539)	(71)出順	人(0000032	07				
							トヨタビ	動車株式	(会社			
(22)出願日		平成13年:	3月14日(2001.3.	.14)		3	愛知県豊	世田市ト	3夕町]	H 番地		
					(71)出願	人 (0000036	09				
							株式会社	豊田中5	以研究所	f		
						;	愛知県愛	是知郡長久	入手町ナ	大字長神	秋字横道41番	F
						:	地の1					
					(71)出職	人 (0000021	85				
							ソニーを	大式会社				
						2	東京都品	机区北	品川67	「目7套	約5号	
					(74)代理	1	1000881	55				
						;	弁理士	長谷川	芳樹	(3)	1名)	

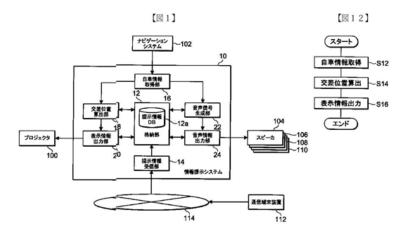
(54) 【発明の名称】 情報提示システム及び情報提示方法

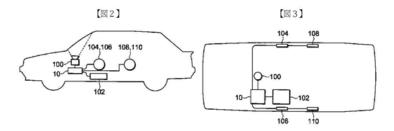
(57)【要約】

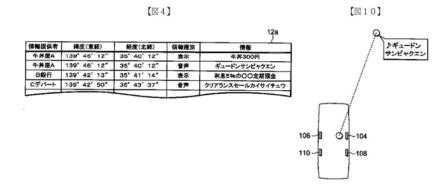
【課題】 特定の位置と関連づけて提示すべき情報を自 動車のドライバーに対してわかりやすく提示することが できる情報提示システムを提供する。

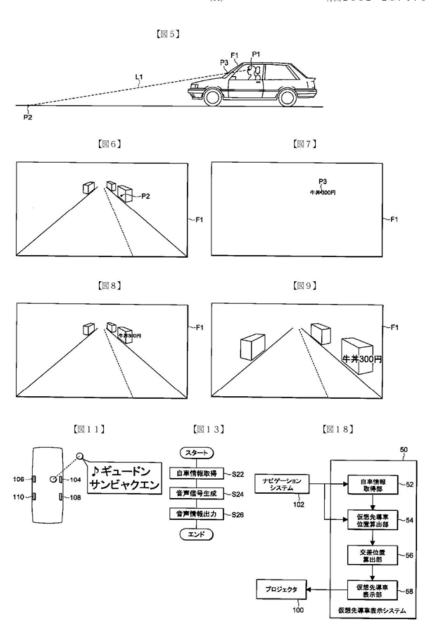
【解決手段】 情報提示システム10は、特定位置の緯度及び経度と、当該特定位置と関連づけて提示すべき情報 (例えば店舗の広告)とを受信する提示情報受信部14と、特定位置の緯度及び経度と、当該特定位置と関連づけて提示すべき情報を格納する格納部12と、自動車の位置と向きに関する情報を取得する自車情報取得部16と、自動車のアライバーが上記特定位置を見る視線と当該自動車のフロントガラスとの交差位置を算出する交差位置算出部18と、当該交差位置に重なるフロントガラス上の位置に、上記特定位置と関連づけて提示すべき情報表表示する表示情報出力部20とを備えて構成される。

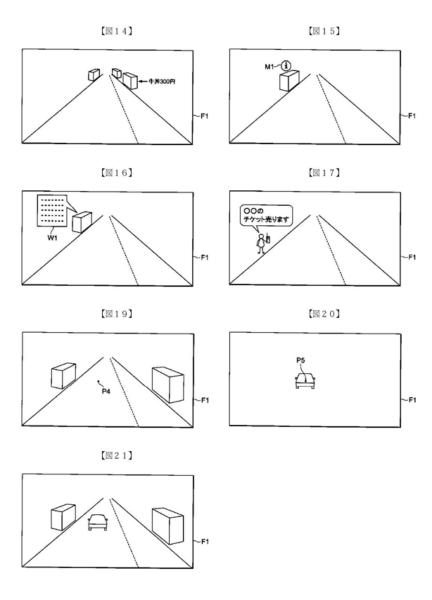


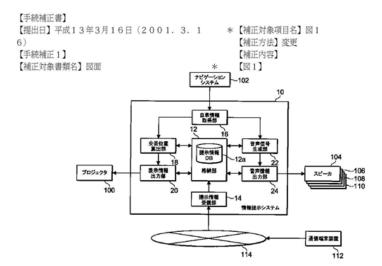












フロントページの続き

(72)発明者 根津 孝太 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動

車株式会社内

(72)発明者 脇田 敏裕 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字横道41番

地の1 株式会社豊田中央研究所内

(72)発明者 本郷 武朗 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字横道41番 地の1 株式会社豊田中央研究所内

(72)発明者 品田 哲

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニ 一株式会社内

(72)発明者 布川 克彦

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニ

一株式会社内

(72)発明者 岡島 寛明

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニ

一株式会社内

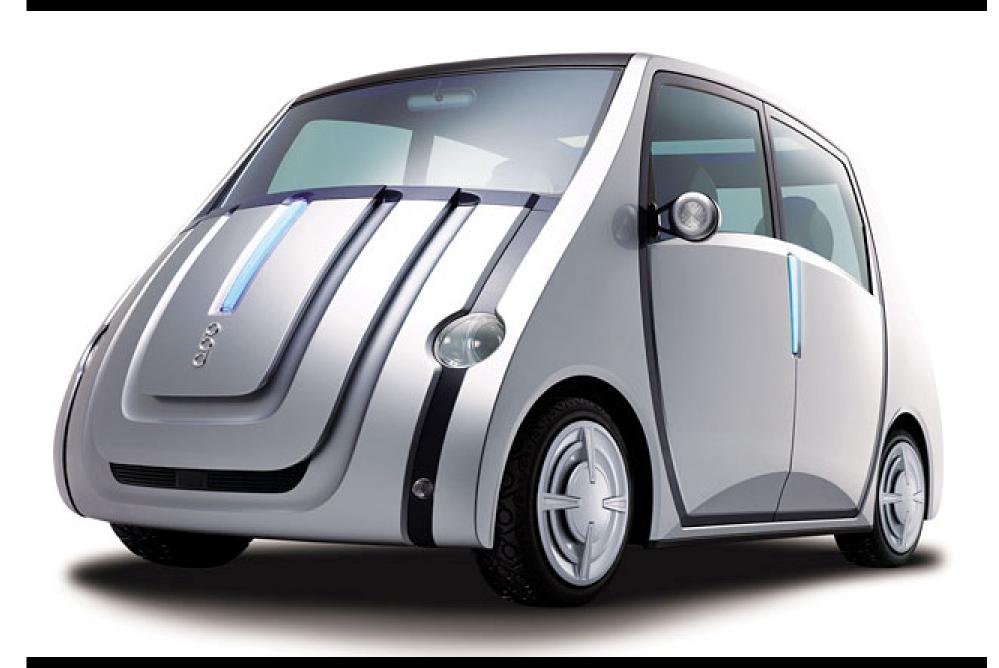
(72)発明者 佐々木 信

東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニ

一株式会社内

F ターム(参考) 2F029 AA02 AB01 AB07 AC05 AC13 AC18 AC19

> 5H180 AA01 CC12 FF04 FF23 FF25 FF33





(19)日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号 特開2002-337619 (P2002-337619A)

(43)公開日 平成14年11月27日(2002.11.27)

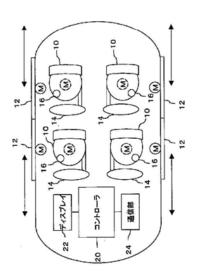
(51) Int.Cl.7		執 別紀号	FΙ			テーマコ・	-ド(参考)
B60R	11/02		B60R 1	1/02		B 3	B087
						C 3	D020
					,	w	
B 6 0 N	2/14		B 6 0 N	2/14			
			審查請求	未請求	請求項の数12	OL	(全 9 頁)
(21)出願番号	}	特顧2001-145377(P2001-145377)	(71)出順人		207 自動車株式会社		
(22)出順日		W + 12 to E H 1 E H (2001 E 1 E)			世田市トヨタ町	1 32 lek	
(22) 山駒口		平成13年5月15日(2001.5.15)	(72)発明者			L 街地	
			(72) 完明有			4 x17. Lels	1 to shade
				変別果如	世田市トヨタ町 会社内	1 番地	トコグ日朝
			(72)発明者	サイモン	ン ディー ハ	ンフリー	ズ
				爱知県長	世田市トヨタ町	1番地	トヨタ自動
				車株式会			
			(74)代理人				
			(14) (4±)(吉田 研二	(外2名	i)
						3	最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 車 両

(57)【要約】

【課題】 シートの回転や通信など乗員が車室内でより 快適に過ごすための各種の機能を提供する。

【解決手段】 ドライブモードでは、シート10を前方に向ける。ドア12が開き乗員が乗降するウェルカム・フェアウェルモードでは、開閉するドア12の方へシートが向く。このときテーブル14は収納位置に格納する。そして、コミュニケーションモードでは、4つのシートが車両の中心に向く。



ープルが近づくことで、複数のテーブルをあわせて利用 することもできる。

11

【0072】また、少なくとも4つのシートがほぼ車両 中心方向を向くことで、4人が比較的均等になり、隣接 している人の顔も見やすくなる。

【0073】また、少なくとも4つのシートは、車両中 心について点対称とならない方向を向くことで、4人の 脚先の方向が若干異なることになり、邪魔になりにくく

【0074】また、情報の流れを表示することで、ユー ザはそれを視覚的に捉えることができる。そこで、車両 自体が何をしているかという理解ができ、乗員と車両の より親密な関係が得やすくなる。

【0075】また、テーブルに表示手段があることで、 電子メールなどを各テーブルを利用して見ることができ

【0076】また、複数のメディアの再生が可能な再生 装置の位置を変更可能にすることで、車室内の複数のユ ーザが容易に利用することができる。

【0077】また、複数のメディアの再生が可能な再生 装置の再生するメディアが異なる再生部を独立して形成*

【0071】また、シートを対面位置にしたときに、テ *しているので、ユーザの好みにより、適宜再生部を選択 することができる。

> 【0078】また、再生装置を回転可能に支持し、メデ ィアの装填、排出の方向を変更可能とすることで、周囲 のユーザが容易に再生装置を利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 実施形態の全体構成を示す模式図である。

【図2】 ウェルカム・フェアウェルモードのシート位 置を示す図である。

10 【図3】 ドライブモードのシート位置を示す図であ 30

【図4】 コミュニケーションモードのシート位置を示 す図である。

【図5】 テーブルの取り出しを示す図である。

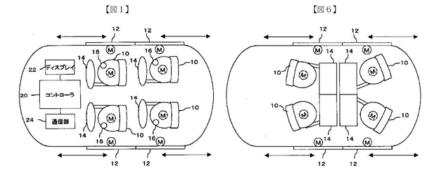
【図6】 テーブル位置の他の例を示す図である。

【図7】 イルミネーションラインを示す図である。

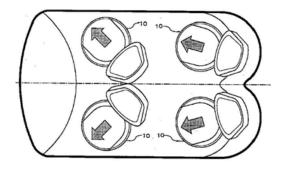
【図8】 エージェントタワーの外観を示す図である。 【符号の説明】

10 シート、12 ドア、14 テーブル、16 着 20 座センサ、20 コントローラ、22 ディスプレイ、

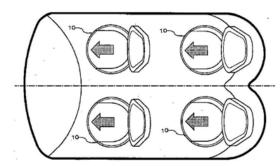
2 4 通信部。



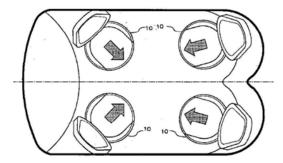
[図2]

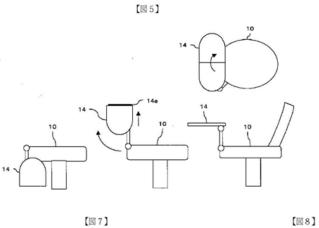


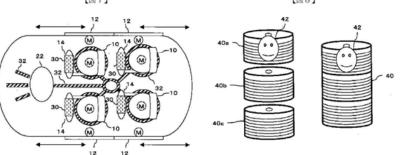
[図3]



[图4]







フロントページの続き

(72)発明者 根津 孝太 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動 車株式会社内

(72)発明者 松原 範裕 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動 車株式会社内 Fターム(参考) 3B087 AA02 BA07 3D020 BA02 BA04 BA06 BB01 BC03

BC10 BC11 BD05

独立後の出願での経験

特許事務所にお願いすると…?

- 図面はほとんど自分で描いたのに…?
- ・意匠登録で¥192,385 (/ 1件) 出願料¥16,000・登録料¥25,500を除くと¥150,885

→ 自分で出願すると 同じコストで 4.6倍出願できる



精算書

本件の費用は既にいただいております ので、下記金額をお振り込みいただく 必要はございません。

請求番号: 230262

Control of the Contro

御中

請求日: 2007/09/20

お客様番号

当所NO

出願番号

有限会社 znug design

登録番号 審判番号

請求種別

室内装飾具

出願

御振込金額

¥108,085

支払い期限 2007/10/20

内訳項目名	数量	単価	手数料	実費・印紙代
出願基本料	1.0	¥65,000	¥65,000	
図面代			¥18,000	
立替印紙代•出願	1.0	¥16,000		¥16,000
電子出願手数料			¥4,700	
小計		(¥87,700	¥16,000

合 計	(3)=(1)+(2)	¥103,700	合計請求額 (6)=(3)+(4)	¥108,085
消費税	(4) (5%)	¥4,385	内 金 (7)	¥0
	(5)	¥0	御振込金額 (8)=(6)-(5)-(7)	¥108,085

請求書

請求番号: 239370

請求日: 2008/03/14

有限会社 znug design

御中

お客様番号

当所NO

出願番号

登録番号

審判番号

請求種別 成功報酬

称 室内装飾具

御振込金額

¥84,300

支払い期限 2008/03/28

内訳項目名	数量	単価	手数料	実費・印紙代
成功報酬・出願	1.0	¥56,000	¥56,000	
立替印紙代·登録料	1.0	¥25,500		¥25,500
小 計		(1)	¥56,000	¥25,500

合 計	(3)=(1)+(2)	¥81,500	合計請求額 (6)=(3)+(4)	¥84,300
消費税	(4) (5%)	¥2,800	内 金 ⑺	¥0
	(5)	¥0	御振込金額 (8)=(6)-(5)-(7)	¥84,300

独立後の出願での経験

クライアントまかせにしておくと?

・いつのまにか出願、社名も住所も間違っている! (訂正するには再出願と言われて断念)

→ 願書のチェックは積極的に!



- znug design → ツナッグデザイン
- ・住所が昔のまま!

```
【Dターム】C5-3150A
(22) 【出願日】平成18年8月4日(2006.8.4)
(72)【創作者】
【氏名】根津 孝太
【住所又は居所】東京都武蔵野市吉祥寺南町2-8-6 吉祥寺中央マンション606号 有限会社ツナッグ
デザイン内
(73)【意匠権者】
【氏名又は名称】
(74) 【代理人】
【弁理士】
【氏名又は名称】
【審査官】本田 憲一
```

なんでも自分でやってみる!

特許庁関連のシステム・ウェブを活用!

なんでも自分でやってみる!の味方

- 特許庁ホームページ
- IPDL 特許電子図書館 (独立行政法人工業所有権情報 • 研修館)
- インターネット出願ソフト (特許庁)



特許庁ホームページ

出願方法などがわからない時はまずはここから!

- ・手続き手順
- ・出願書類フォーマット
- 出願費用
- ・知的財産権に関する最新情報
- ・中小企業向け割引情報!



特許庁ホームページ



IPDL 特許電子図書館

先願調査(同じものが出ていないか?の調査)は まずはここから!

完璧な調査は不可能、「明らかにダメ」を排除

- 特許、実用新案、意匠、商標
- テキストベースで似ているアイデアを検索



IPDL 特許電子図書館

□ 特許電子図書館 - トッ... ×

www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl



IN PIT Information and Training

更新履歴

独立行政法人工業所有権情報·研修館 National Center for Industrial Property

To English Page

_ D X

▶ 工業所有権情報・研修館ホームページへ

PDL 特許電子図書館 Industrial Property Digital Library

お問い合わせ先

IPDLヘルブデスク 受付時間:9:00-21:00 TEL:03-5690-3500

ihelpdesk@ipdl.inpit.go.jp

ご利用について

- ▶ 各サービスのご利用方法
- FAQ(よくある質問と回答)
- マニュアル等ダウンロード
- ご利用上の注意
- セキュリティソフトの設定

▶ アンケートに で協力下さい

▲ご注意

IPDLではブラウザのJavaScriptと Cookieの機能を用いて検索を行っ ています。

IPDLをご利用の際はこの設定を有 効にするようお願いいたします。

・ブライバシーポリシーについて

トピックス

2011/01/05 ・平成22年度特許調査実践研修(第2回)受講者募集のお知らせ

2010/12/27 ・「平成22年度 知的財産権活用検討研修(3月10日)」受講者募集のお知らせ

2010/05/13・特許制度125周年記念事業「現代の発明家から未来の発明家へのメッセージ」 (特許庁HPへ)

2010/12/16 ・「平成22年度 検索エキスパート研修[上級](第4回)受講者募集のお知らせ」

メンテナンスのお知らせ

検索メニュー

予定一覧 リリースノート





意匠検索



出願手続きについて

- 産業財産権相談サイト 出願書類の様式、料 金、その他一般的な ご相談にお応えします。
- パソコン出願

公報・資料のご提供

■ 公報・資料の閲覧

開放特許情報のご提供

- 特許流通データベース
- ☑ リサーチッール特許DB
- 特許権限アドバイザー

人材育成

■ 知り関連人材の育成



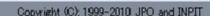
公報発行予定表



文献蓄積情報



関連HPリンク



初心者向け検索

経過情報検索

特許·実用新案検索

IPDL 特許電子図書館(意匠検索)

	_ D X
□ 意匠公報テキスト検索 × +	
← → C © www.ipdl.inpit.go.jp/Isyou/ikta.ipdl?N0000=117	☆ ~
意匠公報テキスト検索	
メニュー	
◆公報種別◎ 意匠公報◎ 協議不成立意匠出願公報	
複数の検索キーワードを用いる場合には、各キーワードの間にスペースを入力してください。 (例)椅子 いす 各検索項目毎の入力方法はヘルブを参照してください。	
検索項目選択 検索キーワード 検索方式	
意匠に係る物品 ▼ OR ▼	
AND	
(現行)日本意匠分類・Dターム ▼ OR ▼	
AND 出願人/意匠権者 ■ OR ■	
AND	
登録日 ▼ OR ▼	
検索項目追加	
検索 グリア (現行)日本意匠分類・Dターム 旧日本意匠	検索可能範囲 分類 旧Dターム 分類リスト(外国)

IPDL 特許電子図書館(商標検索)

「□ 称呼検索 (検索画面)) × +	
	v1.ipdl.inpit.go.jp/syouko/TM_AREA_B.cgi?1297335252888	☆ २
	- Input input go.jp/syouko/ Tri_AREA_b.egit 1257555252500	~
	お呼検索 ニュース ヘルプ 利用上の注意	
	林呼1 OR ・ 必須入力項目 です。全角か欠カナで入力してください。	
	* それぞれの称呼欄に入力できる称呼は1つ のみです。	
	※ 入力例:トッキョチョウ	
	AND	
	・区分又は類似群コードを入力してください。両方を入力した場合は、OR検索となります。 ・区分又は類似群コードに払って、複数のキーワードを用いる場合には、各キーワード間に <mark>スペース</mark> (全角又は半角)を入力してください。 ・区分又は類似群コードについては、下部に表示されている商品・後務名リオ、商品・サービス国際分類表又は類似商品・後務審査基準をご参照ください。	
	区分 ・ 区分を半角で入力してください。 ・ 海教入力時はまってった間にスペースを入	
	 ・ 複数入力時はキーワード間にスペースを入れてください。OR検索となります。 	
	商品全類 役務(35類) 役務全類(35類を除く)	
	OR	
	類似群コード 類似群コードを半角で入力してください。 複数入力時はキーワード間にスペースを入れてください。OR検索となります。 	
	※ 入力例:01 A01 02A? 03? れてください。OR検索となります。	l l
	検索実行 文献 文献 京積情報	
	商品・役務名リスト 商品・サービス国際分類表 類似商品・役務審査基準	

インターネット出願ソフト

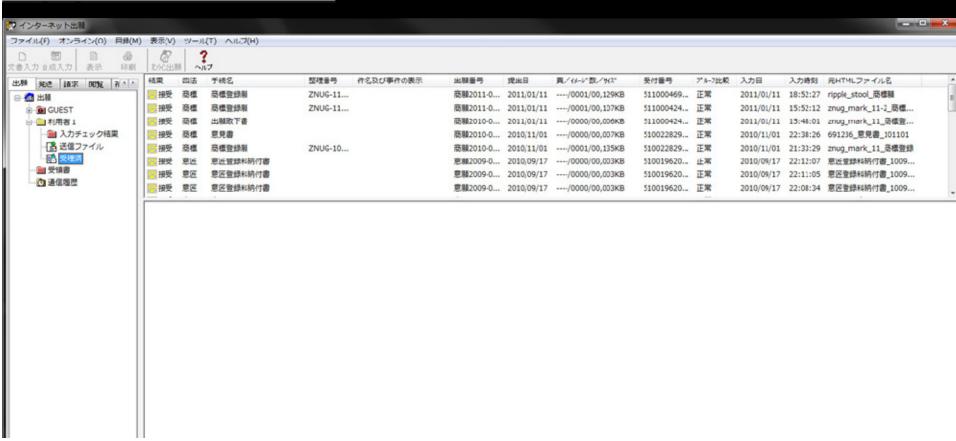
プロ用と思われがちだが、実はシロウトの味方

- ・出願フォーマットも用意されて、非常に簡単! (HTMLを編集するソフトは別途必要)
- ・電子化料金にさようなら! (振替番号を取得すればさらに便利)
- ・夜中でも早朝でもいつでも出願できる! (電子証明書の取得が必要)



インターネット出願ソフト

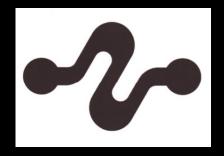






実例紹介

自社の商標登録



自社の商標登録

知らない人が同じ社名で変なビジネスを…? などということにならないために

・会社の登記だけでは不十分!



いろいろと悩みます…

- ・【商品及び役務】の範囲(自分の仕事以外のものも登録?)
- どつちが権利が広い? (カラーvs 白黒 標準文字 vs 特殊文字)
- ・読み方は誰が決めるの? (読みを2段併記する?)

→ 諸説ありますが、基本的には「ほんとうに使う ものを出願」と思えは迷わない





(21000)

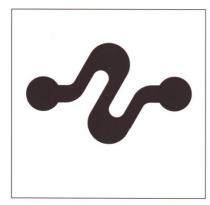
【書類名】 商標登録願

 【整理番号】
 ZNUG-08001

 【提出日】
 平成20年1月15日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第42類】

【指定商品(指定役務)】 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又は保守、デザインに関する助言、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインに関する研究、技術的課題に関する試験又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関する研究

【商標登録出願人】

【識別番号】 507312482

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【代表者】 根津 孝太





(21000)

【書類名】

商標登録願

【整理番号】

Z N U G - 0 8 0 0 2

【提出日】

平成20年1月15日

【あて先】

特許庁長官

【商標登録を受けようとする商標】

znug design

ツナグデザイン

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第42類】

【指定商品(指定役務)】 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又は保守、デザインに関する助言、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインに関する研究、技術的課題に関する試験又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関する研究

【商標登録出願人】

【識別番号】

5 0 7 3 1 2 4 8 2

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【代表者】

根津 孝太



(21000)

【書類名】 商標登録願

 【整理番号】
 ZNUG-08003

 【提出日】
 平成20年1月15日

 【あて先】
 特許庁長官

【商標登録を受けようとする商標】

znug design

【標準文字商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第42類】

【指定商品(指定役務)】 デザインの考案、機械・装置者しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又は保守、デザインに関する助言、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインに関する研究、技術的課題に関する試験又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関する研究

【商標登録出願人】

【識別番号】 507312482

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【代表者】 根津 孝太

いろいろとやらかしました…

- ・2度の拒絶理由通知(ケアレスミス)
- ・2度の手続補正書
- ・そして 2度の 電子化料金支払い

→ こんなことなら電子出願してやる!



拒絕理由通知書

商願2008-005456 商標登録出願の番号 起案日 平成20年10月30日

特許庁審査官 長澤 祥子 3 6 6 9 商標登録出願人 有限会社 znug design 様

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由があり ますので、商標法第15条の2(又は同法第15条の3第1項)に基づきその理 由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出 してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査するこ とになります。

理由

指定役務は、商標とともに権利範囲を定めるものですから、その内容及び範囲 は明確でなければならないところ、この商標登録出願に係る指定役務中、下記の 役務は、その内容及び範囲を明確に指定したものとは認められません。

したがって、この商標登録出願は、商標法第6条第1項の要件を具備しません

ただし、下記指定役務を、要旨を変更しない範囲内において商標法施行規則別 表又は類似商品・役務審査基準に掲載されている役務に補正したときはこの限り ではありません。

また、下記指定役務を商標法施行規則別表又は類似商品・役務審査基準に掲載 されている役務に補正することができないときは、その役務の内容、効能、提供 の方法、用途等の説明等を意見書をもって明らかにするとともに、その指定役務 の表示を商標法施行規則別表、類似商品・役務審査基準(国際分類第9版対応) 又は「特許電子図書館(IPDL)」 (http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.i pdl) の「商品・役務名リスト」等の掲載例を参考にして明確な表示に補正をす るか、または出願人が意図する役務について、下記の表示が適当と認められると きは、下記を参考に補正したときもこの限りではありません。

なお、下記に示した役務が出願人が意図する役務と相違する場合は、上記意見 書をもって指定役務の内容及び範囲を詳細に説明してください。

整理番号 ZNUG-08002

発送番号 192321 発送日 平成20年11月 7日

- ●第42類「デザインに関する助言」
- →第42類「デザインの考案に関する助言」

●審査内容についてのお問い合わせ先

担当者 能仁(ノジ)

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2839

●手続補正書等の様式についてのお問い合わせ先 方式審查課 内線番号 2657~2658

************ ご注意 ***********

この "ご注意"は、全ての拒絶理由通知書に自動的に記載しているものです。

1. 手続補正書を提出する場合の「【補正対象項目名】」の欄の記載について 手続補正書を提出する場合、「【補正対象項目名】」の欄に「指定商品又は指 定役務並びに商品及び役務の区分」(書換登録申請に係る手続補正書を提出する 場合は「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」)と記 載すると、その出願(申請)の指定商品及び指定役務の全てが、「【補正の内容 」の欄に記載されたもののみになりますので、ご注意ください。

なお、詳しくは商標法施行規則様式15の2備考9をご覧ください。

2. 書類を郵送する場合の封書の宛先について

書類を郵送する場合の封書の宛先は、「審査官個人名」宛ではなく「特許庁長 官|宛にしてください。

3. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号(裁判手続等における複製)の規定 により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならない よう十分にご注意ください。

【書類名】 手続補正書

【提出日】 平成20年12月17日

【あて先】 特許庁長官 原

【商標登録を受けようとする商標】

【事件の表示】

【出願番号】 商願2008-005456

【補正をする者】

【識別番号】 507312482

【住所又は居所】 東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

 【代表者】
 根津 孝太

 【発送番号】
 192321

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登錄顧 【補正対象項目名】 第42類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第42類】

【指定商品(指定役務)】 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又は保守、デザインの考案に関する助言、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインに関する研究、技術的課題に関する試験又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関する研究

発送番号 001435 1/ 発送日 平成21年 2月 6日

手続補正指令書

平成21年 1月30日 特許庁長官

商標登録出願人 有限会社 znug design様 商願2008-005456 に関し

平成20年12月18日付け提出の手続補正書に係る手続は、下記事項につい て、法令に定める要件を満たしていないので、この手続補正指令書発送の日から 30日以内に、下記事項を補正した手続補正書を提出してください。

この手続補正書の提出がないときは、本願について平成20年12月18日付 け提出の手続補正書に係る手続を却下することになりますのでご注意ください。

記

- 【補正をする者】が手続を行ったことに相違ない旨を記載した書面。
 - (注) 【補正をする者】の印が押されていません。

なお、補正をする者は「有限会社 znug design とし、 氏名の後に届出印(印鑑証明書の印)を押印しなければなりません。

(注) 下記の様式見本を参照して手続補正書を作成してください。

【書類名】 手続補正書 (方式)

平成○○年○○月○○日 【提出日】

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

商願2008-005456

【補正をする者】

【識別番号】 5 0 7 3 1 2 4 8 2

【氏名又は名称】 有限会社 znug design 根津 孝太 届出印 【代表者】

【発送番号】 000000

【手続補正1】

【補正対象書類名】 手続補正書 【補正対象項目名】 補正をする者 整理番号 ZNUG-08002

発送番号 001435 発送日 平成21年 2月 6日

【補正方法】

追加

【補正の内容】

【その他】 本件手続をしたことに相違ありません。

(注) 手続補正書を書面にて手続されますと、手続補正書に対する電子 化手数料が新たに必要となります。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 唐木 敏朗

方式審查課

電話 03(3581)1101 内線2657 ファクシミリ 03(3501)6042



(ゆうちょ銀行)

T167-0041 東京都杉並区善福寺三丁目22番10

₹102-0076

有限会社znug design 殿

受付番号: 20812390041

平成21年01月08日

出願番号 商願2008-005456 番の書類の電子化料金の内訳

電子化料金

1,900 円(基本料金1,200+枚数 1 枚*700円)





登録第 5 2 2 4 7 2 5 号

商標(THE MARK)



ツナグデザイン

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第42類 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。) 又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電 子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2008-005456

出願年月日(FILING DATE)

平成20年 1月15日(January 15,2008)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成21年 4月17日(April 17,2009)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)









登録第5224726号

商標(THE MARK)



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第42類 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。) 又はこれらの機械等により構成される設備の設計、建築物の設計、電 子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成式機

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2008-005457

出願年月日(FILING DATE)

平成20年 1月15日(January 15,2008)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成21年 4月17日(April 17,2009)

特 許 庁 長 官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)









結局、いろんな読み方が追加されてた

検索画面 一覧画面 [詳細表示] 【第5224725号】 (111) [啓録番号] 第5224725号 (151)[登録日] 平成21年(2009)4月17日 (210) [出願番号] 商願2008-5456 (220) [出願日] 平成20年(2003)1月15日 【先願権発生日】平成20年(2003)1月15日 【最終処分日】 【最終処分種別】 【出願種別】 znug design\ツナグデザイン 【商標(検索用)】 (541)【標準文字商標】 ツナグデザイン, ツナッグデザイン, ズナグデザイン, ズナッグデザイン, ツナグ, ツナッグ, ズ (561)【称呼】 ナグ, ズナッグ (531) [ウィーン図形分類] (732)[権利者] 【氏名又は名称】有限会社 znug decign 【類似群】 42N01 42N03 42P01 42P02 42P03 42Q01 42Q02 42Q03 42Q99 【国際分類版表示】第9版 (500) [区分数] (511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 42 デザインの考案、機械・装置若しくは器具(これらの部品を含む。)又はこれらの機械等により構成される設備 の設計、建築物の設計、電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守、ウェブサイトの作成又は保守、デ ザインの考案に関する助言、電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度 の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、デザインに関 する研究、技術的課題に関する試験又は研究、機械器具に関する試験又は研究、建築又は都市計画に関す る研究

原寸表示

(111)5224725 (540)

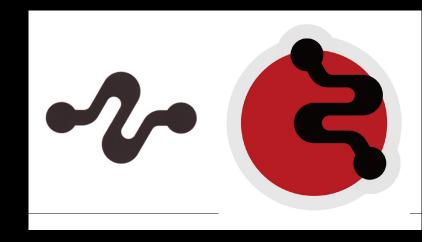
[1/1]

znug design

ツナグデザイン

新マークも申請中!

- ・カラーにしてみた
- ・自社の先願マークと類似?



ZMP Robocar-Z





クライアントと共同で出願する

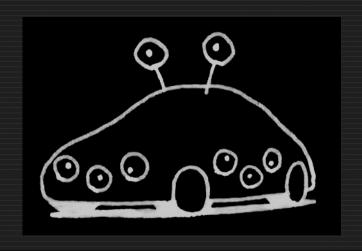
クライアントへの積極的な働きかけ

- 「クライアントの」権利意識を高める
- ・共同名義 (連名) で出願(出願人か?発明者か?誰が書類を作成・提出?)
- ・権利と費用の分配をどうするか? (別途、契約書などで規定、投資と回収)





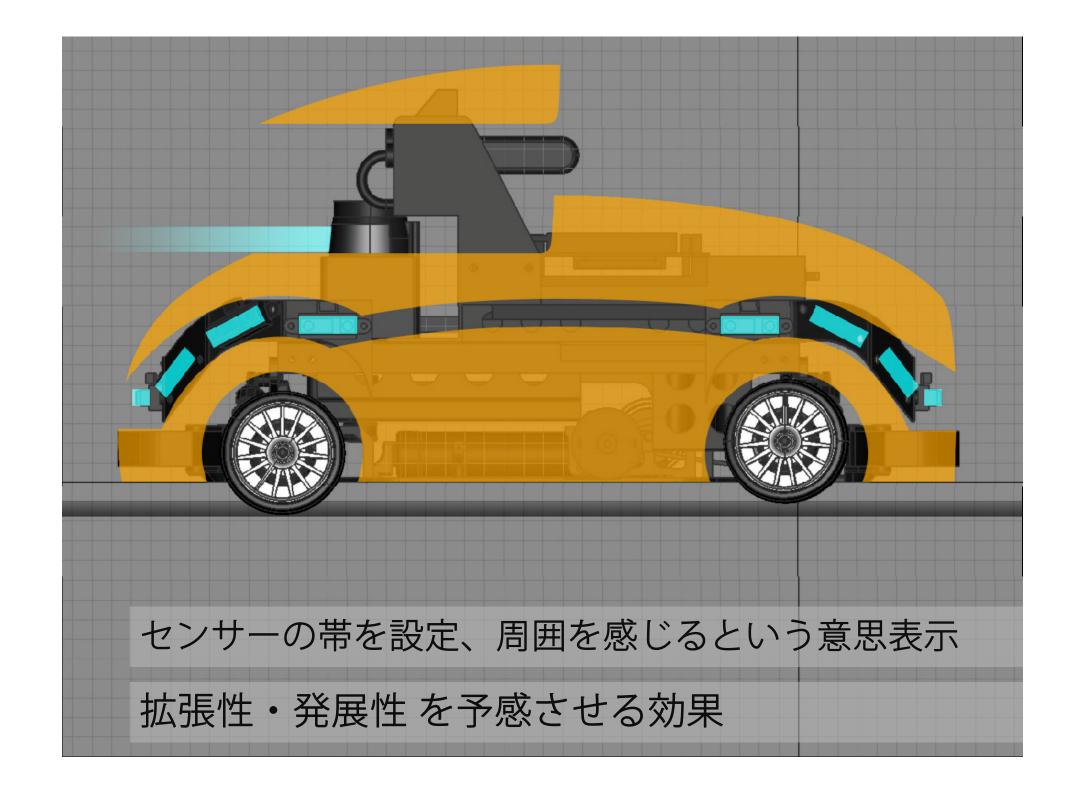
「感じて・考える」 クルマのカタチ

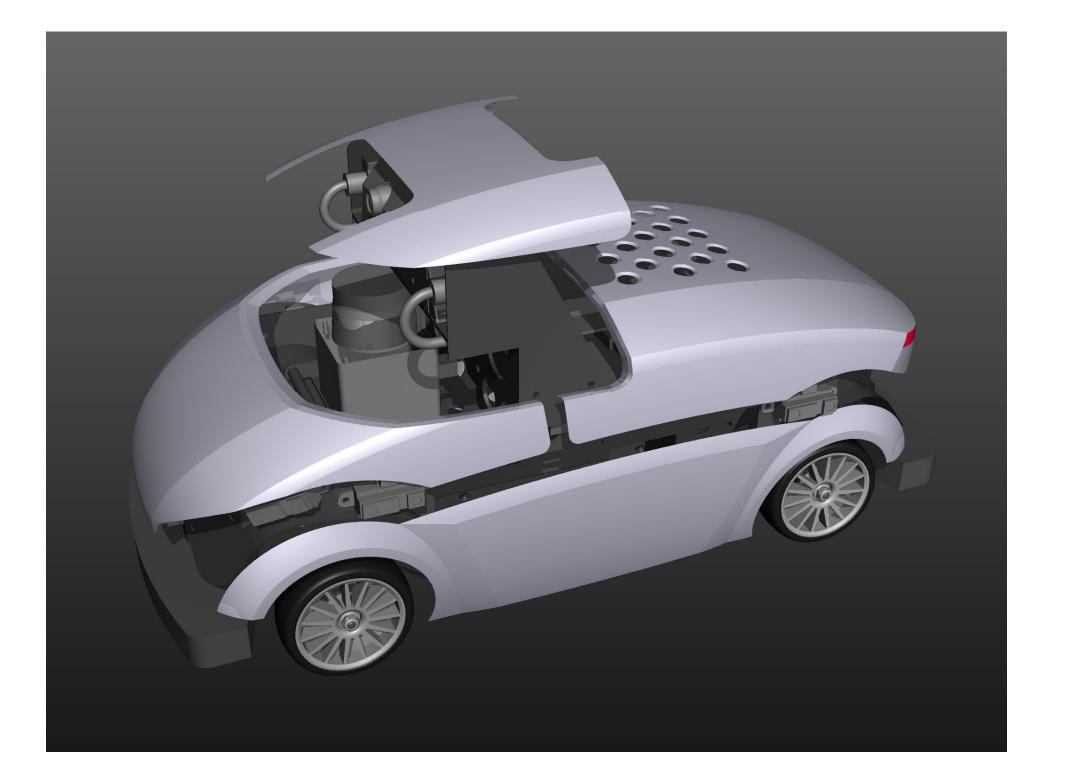


「感じて」

「考える」







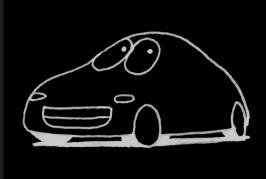


これまでのクルマの擬人化の例





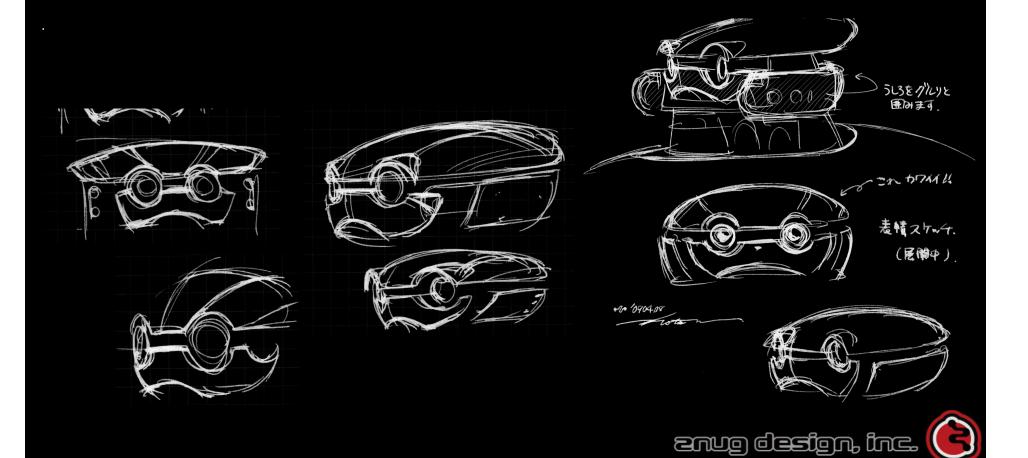
窓が目



タイヤが脚



工業デザイン手法の キャラクターデザイン



model - phase 1



model - phase 2







作成したCGでそのまま意匠出願







意匠登録証 (CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第 1 3 9 0 8 5 0 号

意匠に係る物品(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

ロボットカー

意匠権者(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

東京都文京区小石川5-41-10 住友不動産小石川ビル6F

株式会社ゼットエムピー

意匠の創作をした者(CREATOR OF THE DESIGN)

根津 孝太 谷口 恒





原田車両設計 カラクリトウロウ





原田車両設計 カラクリトウロウ

トヨタから設計や試作を受注する会社 トヨタショック後の自発的な取り組み

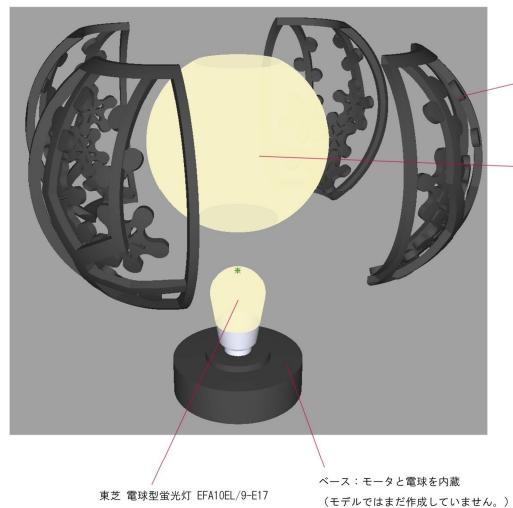
• 自発的な取り組みこそ権利意識を持って









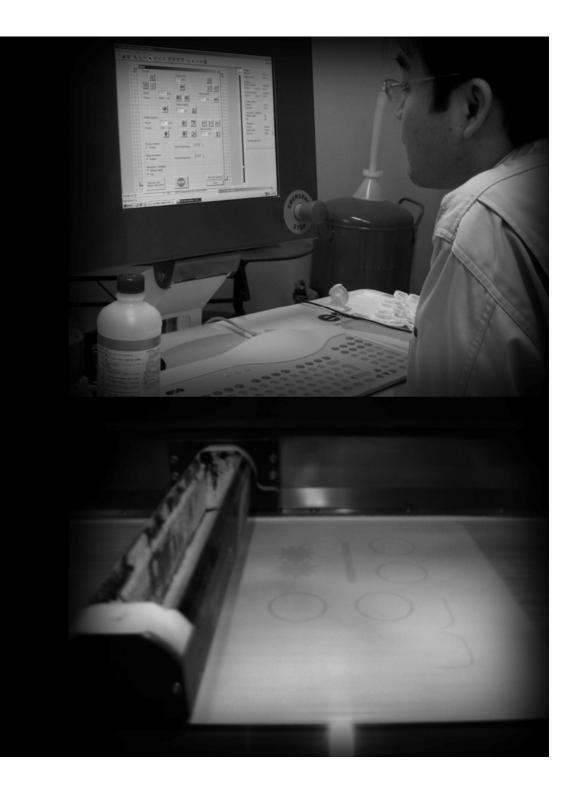


分割式にして生産性を高める? (一つでできている面白みは減る。)

和紙のようなシェードを設定? (影が投影されなくなってしまう?)

(安全な選択肢。熱はだいじょうぶか?)





粉体造形機による一体造形













意匠出願

【書類名】 意匠登録願

【整理番号】 ZNUG-09005

【あて先】 特許庁長官殿

【意匠に係る物品】 照明器具

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 東京都杉並区善福寺三丁目22番10号 有限会社 znugdesign内

【氏名】 根津 孝太

【意匠登録出願人】

【識別番号】 507312482

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【住所又は居所】 東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

【代表者】 根津 孝太

【意匠登録出願人】

【氏名又は名称】 原田車両設計株式会社

【住所又は居所】 愛知県西加茂郡三好町大字三好字中島24番地 中島ビル

【代表者】 原田 久光

【手数料の表示】

【振替番号】 XXXXXXXX

【納付金額】 16000

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】本物品は、花弁形状の歯車を備えたことを特徴とする灯篭型の照明器具であり、本物品上部の球形部分が内蔵のモータによって回転することにより、本物品下部の歯車と、本物品上部に回転自在に取り付けられた前記花弁形状の歯車がかみ合って、前記花弁形状の歯車が回転するしくみになっている。



【書類名】 【正面図】

図面

【背面図】

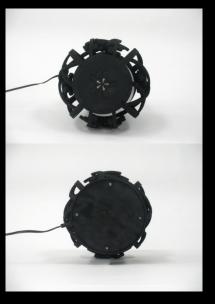
【右側面図】

【左側面図】



【平面図】

【底面図】



【使用状態を示す参考図】



手続補正

【書類名】 【正面図】

図面

【背面図】

【右側面図】

【左側面図】



【平面図】

【底面図】



【使用状態を示す参考図】







意匠登録証 (CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第 1 3 9 0 8 6 8 号

意匠に係る物品(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

照明器具

意匠権者(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

愛知県西加茂郡三好町大字三好字中島24番地 中島ビル

原田車両設計株式会社

意匠の創作をした者(CREATOR OF THE DESIGN)

出願番号(APPLICATION NUMBER)

意願2009-024507

出願年月日(FILING DATE)

平成 2 1 年 1 0 月 2 0 日 (October 20,2009)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 2 年 5 月 2 1 日 (May 21,2010)

特 許 庁 長 官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)





商標出願

【書類名】 商標登録願

【整理番号】 ZNUG-09006

【あて先】 特許庁長官殿

【商標登録を受けようとする商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第11類】

【指定商品(指定役務)】 電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類

【商標登録出願人】

【識別番号】 507312482

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【代表者】 根津 孝太

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 愛知県西加茂郡三好町大字三好字中島24番地 中島ビル

【氏名又は名称】 原田車両設計株式会社

【代表者】 原田 久光

【手数料の表示】

【振替番号】 XXXXXXXX

【納付金額】 12000







商標登録証 (CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5325171号

商標(THE MARK)



KARAKURI-TORO: CLOCKWORK-LANTERN

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES) 第11類 電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

愛知県西加茂郡三好町大字三好字中島24番地 中島ビル

原田車両設計株式会社

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2009-079175

出願年月日(FILING DATE)

平成21年10月20日(October 20,2009)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEWARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成22年 5月21日(May 21,2010)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)





by HVD + znug design



灯電が回れば、花の塩車も回る。

等に出される条色像しい「カラクリトウロウ」。 最新の場合速度計算を包焼的な溶血技術の融合。 As the lantern goes around, the blossoms spin aroun The clockwork lantern casts manup plainful shadows The inconstitute 2D esistent behaviours with the fulfiller





download

ECZU-91: Inschine

JUZ-1-91: PRESS NI

naws

2009/11/12 カラクリトウロウが テレビ東京名列 WBS(ワールドビジネスサテライト) (トレンドたまご): 取付されました。放送的由ましたら。 以ARAKURI-TORO appeared on <u>WBS (World Business Satelline) TREND TAMAGO</u>

2009/11/05 カラウルトウロウが テレビ要加 <u>NEWS FINE アイ</u>に取材されました。**放送内部** にち KARAKUR-TORO appeared on TV-Auth **NEWS FINE DIE**: Datails here.

1009/10/30 カラクリトウロウが 中日新聞に接続されました。 KARAKURI-TORO appeared in Chunichi Newspace

BISD カラクル・ウロウを 100% DESIGN TOKYO に出張しました。

100% design Jingu Galen Aoyama

日時:10月30日(金)~11月3日(火)11:00~20:8 場所:相談神医外苑(東京都幹福区最ケ丘町2-3 出展者名:カラウルトジロウ 出席域際:ネワイトラント-100-D-43 Date: Oct.10 (デi) - Nov.2 (Tue) 11:00 - 20:00 Date: Metal Bong California URL取得も商標取得に類似

www.karakuri-toro.com

似ている名前はないか?(: () スナーストラン

(≒似ているものはないか?)

・変な意味はないか?











し、業績が左右されやす

が融合した製品になった。

最新技術と伝統工芸 黒く染め上げてもら 中村修さんに染色を

原田久光社長は「社員も

設計などを手掛けている。 アロックなど自動車部品の

依頼。

動車産業以外の商品開発に い。今回の不況を機に、自

楽しみながらやってくれ

車部品開発用の粉体造形機 開発には、所有する自動取り組むことになった。

たい」と話している。

販売にもつなげ

ピンチをチャンスに」挑む

自動車部品設計会社

悪化。

「ピンチをチャンス

直径二十珍の照明の電源を

形の面白さを生かしたデザ

インを考案。高さ二十七珍、

太さん(東京)

が、

工業デザイナ

-の根津孝 粉体造

に」を合言葉に、自動車と

入れると、

明かりがつくだ

の落ち込みで同社の業績は る。昨秋からの自動車産業 クリトウロウ」を出展す

yo」に、照明家具「カラ % Design Tインの国際見本市「1 で開かれるインテリアデザ

T o k

とができる。

耐久性に優れた形を作るこ

げた。

は関係のない製品を作り上

けでなく、トウロウ部分の

球体が回り、球体部分に形

技術生かり

し照明家具

愛知•三好

約百人の社員でシー

トやド

名古屋黒紋付染の伝統工

芸

同社は一九九八年創業。

作られた花びらも回る。

-

 \Box

計」が、三十日から東京都品設計会社「原田車両設

重ね、

レーザーで焼くこと

で、三次元デ

- 夕に忠実で

粉末のナイロン樹脂を積み

愛知県三好町の自動車部

を活用。

金型は必要なく

13

社員一丸となって製作したカラクリトウロウ=愛知県三好町で

経済展望

社員 丸 動車以 夕 活路



す。中央が原田久光社長 「カラクリトウロウ」の開発を機に自動

車両設計」。事業の 三好町)で樹脂部品など 事業のすべ

すと先端部分が回転し、 「灯籠」。明かりをとも 「灯籠」。明かりをとも も相次いだ す。10月末に東京都内で花びら模様の影を映し出 「灯籠」。明 ースに人だかりができ、 開かれたインテリアデザ からの引き合い

ウロウ」を開発したのは、 元、愛知県みよし市 トヨタ自動車のおひざ

原田車両設計 (みよし)

间

手術前のシミュレ

世界的な自動車販売不振 に依存していた同社は、

気に詳しい社員が製作し

宅の模型などを試作、売宅の模型などを試作、売 ピンチに直面した同社 あったデザイナーから見 そんな時、付き合いの をつかめずにいた。 製品をつくる同社独自の のナイロン樹脂で三次元 は、金型を使わずに粉末 6割に激減。創業以来の で売り上げがピーク時の り込みも行ったが手応え 元造形技術は、CTなど 兆しも見えてきた。三次 能で、 る。 も応用できる可能性もあ 間で模型化することも可の画像を立体化して短時 が一丸となって新製品にい」と話す。だが、社員 にしないと商品化は難 「コスト的には10分の ションなど医療分野に 原田久光社長(47)は

以外の分野で3割の売り 上げを目指すことが当面 考えるきっかけになっ (不景気が)冷静に た」と原田社長。自動車

積み重ねて焼くことで 作。電子部分も社内で電耐久性に優れた灯籠を製 られた。ナイロン樹脂を

中日新聞 ('09/10/30)

教養・ドキュメンタリー アニメ 旅・グルメ 情報・バラエティ ドラマ スポーツ ゲーム アナウンサー お得情報 映画 | イベット | 劇場映画 | お歌客グルス | 本・DVD | ショッピング | ゴルフ | 地デジ | モバイル | 主題歌 | 動画 ▶検索 キーワード・人物・役名を入力して下さい。 TXBiz ワールドビジネス サテライト E morning **NEWS FINE** カンブリア宮殿 ガイアの夜明け ルビコンの決断 週刊N新書 News





WORLD BUSINESS SATELLITE

WORLD 4月5日

BUSINESS "習慣"が SATELLITE 始まります

WBSメイキング ~番組制作の現場~

● 動画配信中 ●

TOP

特集

超グローバルへの道

目覚めよ!ニッポンIT

胎動!40億人市場

トレンドたまご

トレたま取材報告

トレたまレボーターブログ

スミスの本棚

クルマの技で…



商品名

カラクリトウロウ

テレビ東京 ワールドビジネスサテライト トレンドたまご ('09/11/12)

商品の特徴

自動車の新車開発などの際に、立体模型を作るために使われる「粉体造 形」と呼ばれるデジタル成型技術を用いた灯ろう。花びらの部品と大き な枠の部分は、別々に作って組んだものではなく、最初から一体で成型 されている。「粉体造形」が開発や試作以外で使われることはまれ。

バックナンバー



光のトップランナー! 2010.05.28



<u>冷えるタオル?</u> 2010.05.27



ガムに刻印 2010.05.26



マルナ允重器 2010.05.25



<u>カーナビロボット</u> 2010.05.24



<u>どこでも救動ロボナ</u> 2010.05.21



逆さの植物!? 2010.05.20



車いす合体自転車! 2010.05.19



金属の折り紙?!

Auto Staff SUEHIRO Ouroboros





オートスタッフ末広 Ouroboros (ウロボロス)

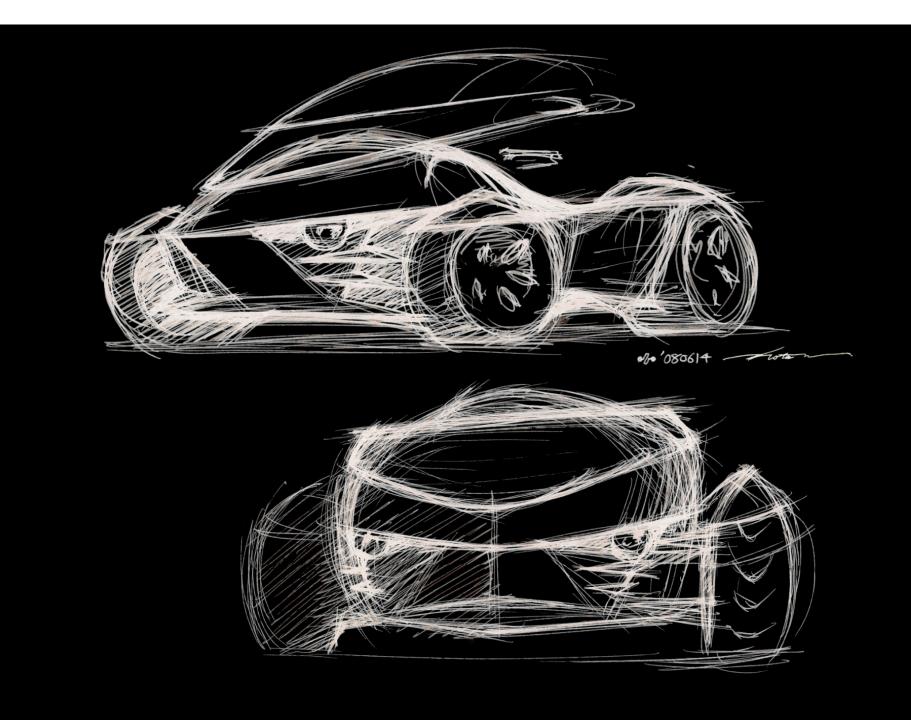
千葉県のバイクショップ オートスタッフ末広との 共同プロジェクト カスタム、サイドカーなど合法改造にこだわり

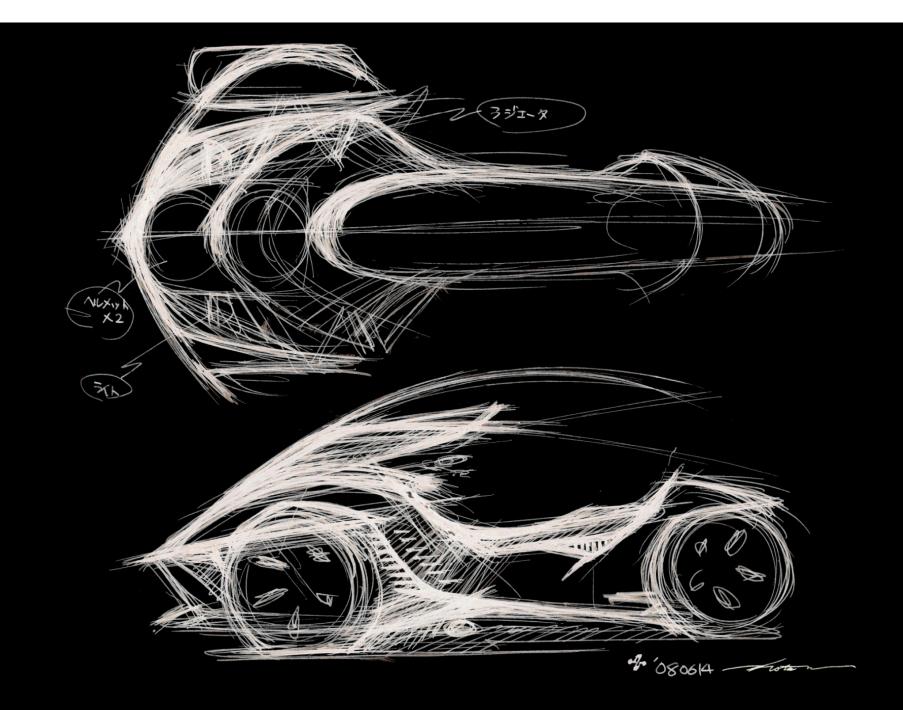
- ・ 商品化前提 → 権利化は絶対必要
- ・実用新案(製作方法):オートスタッフ末広
- ・意匠・商標: znug design(商標登録ではまたドラマが…)















Öuroboros



enhances your spirit.

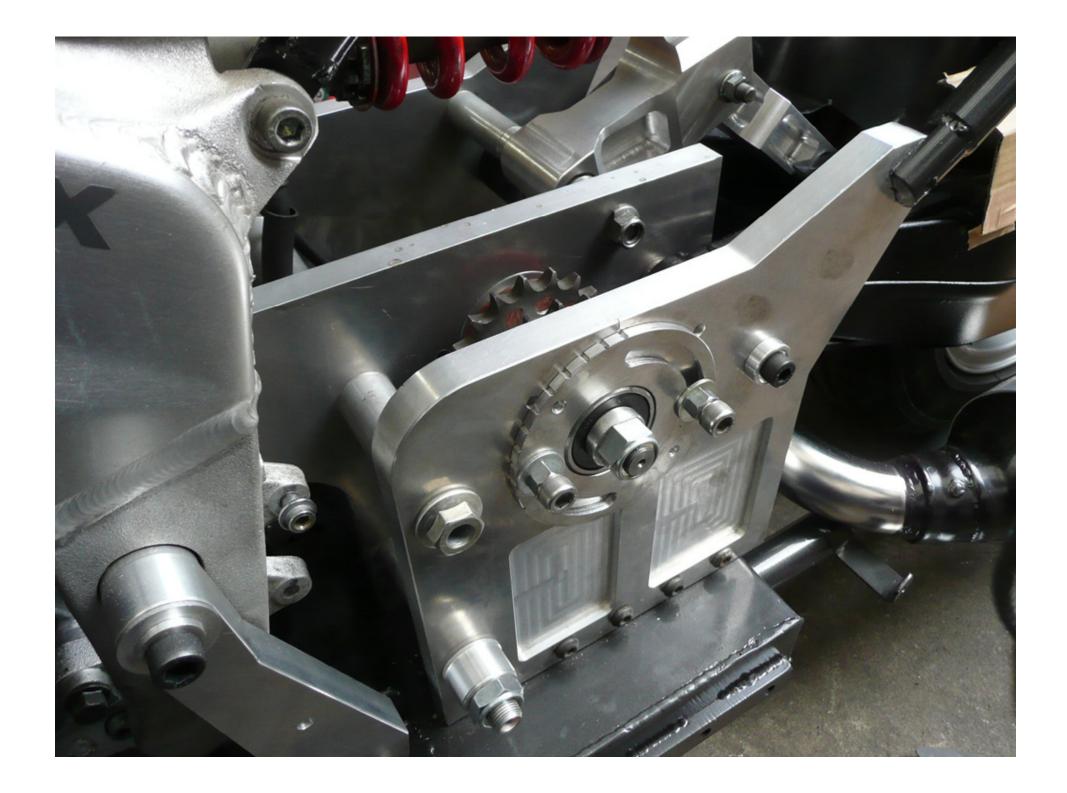


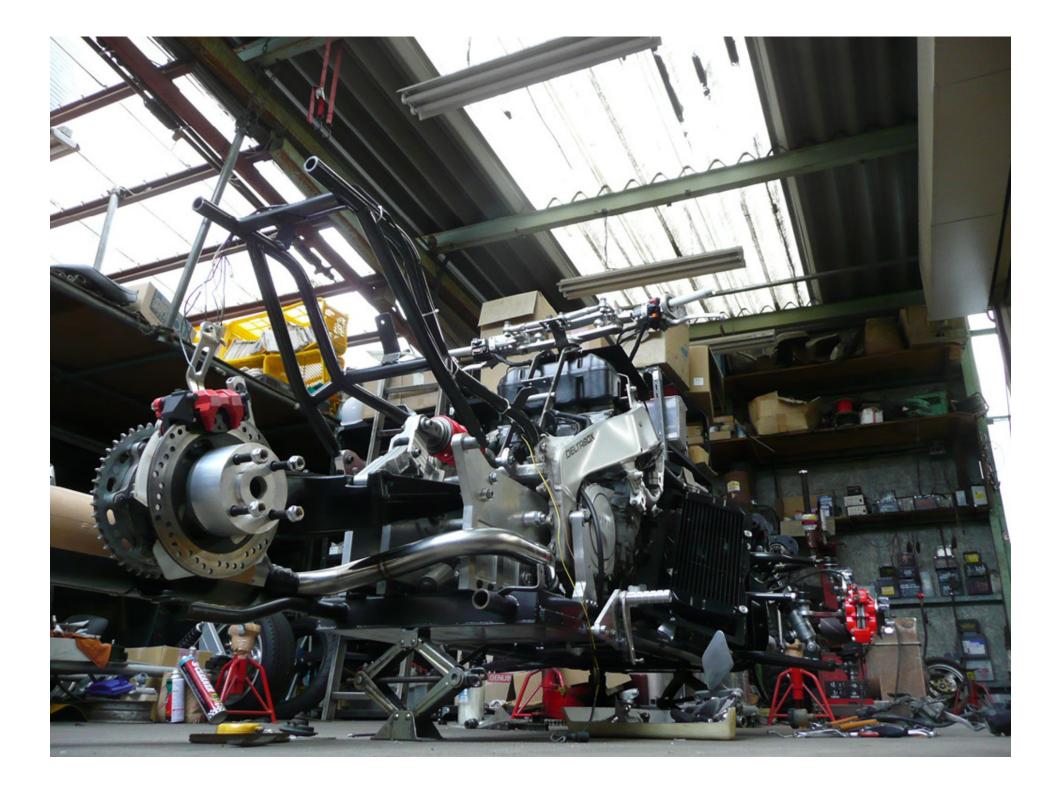




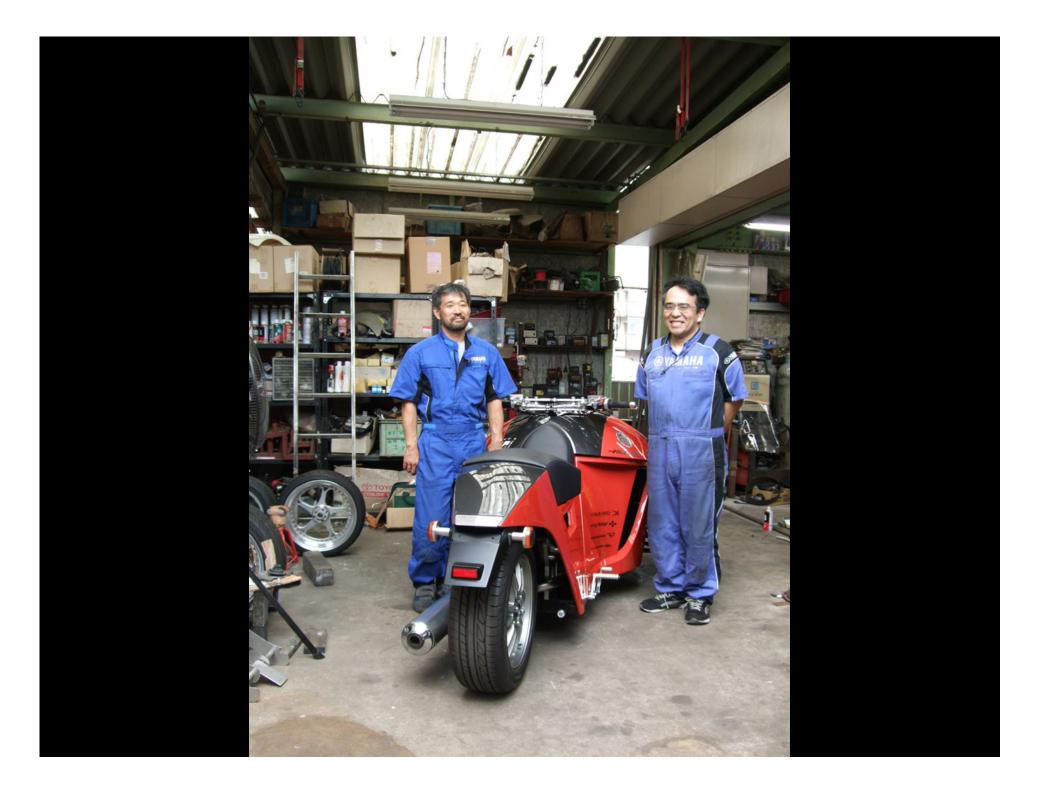


































実用新案出願(オートスタッフ末広)

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3158087号 (U3158087)

(45) 発行日 平成22年3月18日(2010.3.18)

(24) 登録日 平成22年2月24日(2010.2.24)

(51) Int.Cl. F 1

B62K 5/04 (2006.01) B62K 5/06 (2006.01) B62K 5/04 B62K 5/06

評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号

(22) 出願日

実願2009-7906 (U2009-7906) 平成21年10月15日 (2009.10.15) (73) 実用新案権者 509127088

D

有限会社オートスタッフ末広

千葉県千葉市中央区末広五丁目11番14

号

(72) 考案者 中村 正樹

千葉県千葉市中央区末広5丁目11番14

号

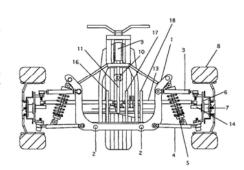
(54) 【考案の名称】前後懸架・操縦・制動・走行装置を装備した前輪二輪の三輪オートバイ用―体型フレーム

(57)【要約】 (修正有)

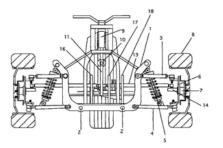
【課題】オートバイを使って前輪二輪の三輪オートバイ を製作する一体型フレームを提供する。

【解決手段】前後懸架・操縦・制動・走行装置一式およびドライブチェーン軌道変更ギアを装備したスイングアームジョイントと、スイングアームを装備する。

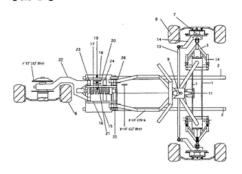
【選択図】図1



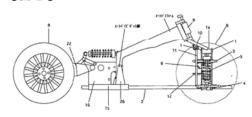
【図1】



【図3】



【図2】



【手続補正書】

【提出日】平成21年12月15日(2009.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

前後懸架・走行・制動装置を外したオートバイ車両をオートバイ側の操縦装置と接合する ことで前輪二輪の三輪オートバイを製作する、汎用性があり均一した強度と性能を保つこ とが出来ることを特徴とした前輪二輪の三輪オートバイ用一体型フレームにおいて、前後 懸架・操縦・制動・走行装置一式およびドライブチェーン軌道変更ギアを装備したスイン

グアームジョイントと、スイングアームを装備した前輪二輪の三輪オートバイ用一体型フ

レーム







(16000)

【書類名】

意匠登録願

【整理番号】

Z N U G - 0 9 0 0 1

【提出日】

平成21年1月5日

【あて先】

特許庁長官殿

【意匠に係る物品】

三輪自動車

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 東京都杉並区善福寺三丁目22番10号 有限会社

znug design 内

【氏名】 根津 孝太

【意匠登録出願人】

【識別番号】

5 0 7 3 1 2 4 8 2

【氏名又は名称】

有限会社 znug design

【代表者】

根津 孝太

【提出物件の目録】

【物件名】

図面 1

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、2つの前輪と1つの後輪を備える三輪自

動車である。

【意匠の説明】 本物品は、重量物のため、底面図を省略する。

【書類名】

図面

【前方斜視図1】



【前方斜視図2】



【後方斜視図1】



【後方斜視図2】



【正面図】



【背面図】



【平面図】



【右側面図】



【左側面図】







意匠登録証 (CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

登録第 1 3 7 7 8 9 5 号

意匠に係る物品(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

三輪自動車

意匠権者(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

意匠の創作をした者(CREATCR OF THE DESIGN)

出願番号(APPLICATION NUMBER)

意願2009-001195

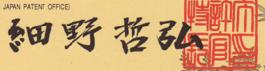
出願年月日(FILING DATE)

平成 2 1 年 1 月 6 日 (January 6,2009)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE)

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日 (December 11.2009)

特 許 庁 長 官 COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)





商標出願

名称を MEDUSA に決定、ロゴも制作、いよいよ出願



タッチの差で出願されていた!

```
【登録番号】
(111)
                第5252177号
      【登録日】
(151)
                平成21年(2009)7月31日
      【出願番号】
(210)
                商願2009-14783
      【出願Ⅱ】
(220)
                平成21年(2009)2月18日
      【先願権発生Ⅱ】
                平成21年(2009)2月18日
      【最終処分日】
      【最終処分種別】
      【出願種別】
      【商標(検索用)】
                      MEDUSA
      【標準文字商標】
(541)
      【称呼】 メドゥサ,メドゥーサ,メデューサ
(561)
(531)
      【ウィーン図形分類】
      【権利者】
(732)
      【氏名又は名称】
                株式会社イリスインターナショナル
      【類似群】
                 12A05
      【国際分類版表示】
                      第9版
      【区分数】
(500)
(511)
     (512)
            【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
     自動車並びにその部品及び付属品
1 2
```

Ouroboros に名称変更、ロゴも再制作、再度トライ



他の商品及び役務の区分では先願があるが…

(111)【登録番号】 第4730363号

(151)【登録日】 平成15年(2003)11月28日

(210)【出願番号】 商願2003-36816

(220)【出願日】 平成15年(2003)5月7日

【先願権発生日】平成15年(2003)5月7日

【最終処分日】

【最終処分種別】

【出願種別】

(541)【標準文字商標】 Ouroboros

【商標(検索用)】 Ouroboros

(561)【称呼】 ウロボロス アウロボロス オウロボロス

(531) 【ウィーン図形分類】

(732)【権利者】

【氏名又は名称】株式会社日立製作所

【類似群】 11A01 11A03 11A04 11A05 11A06 11B01 11C01 11D01 24A01 42N03 42P02

42P03 42X11 42Z99

【国際分類版表示】第8版

(500)【区分数】 2

(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 9 配重用又は制御用の機械器具,回転変流機,調相機,電池,電気磁気測定器,電線及び ケーブル、電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品、電気アイロン、電気式へ アカーラー, 電気ブザー, 磁心, 抵抗線, 電極, 家庭用テレビゲームおもちゃ, 携帯用液晶 画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM
- 42 電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な 知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、電子 計算機のプログラムの設計・作成又は保守、電子計算機の貸与、機械・装置若しくは器具 (これらの部品を含む。)又はこれらにより構成される設備の設計、電子計算機を用いて行 う情報処理、電子計算機及び電子計算機用プログラムに関するマニュアルの作成、電子計 算機及び電子計算機用プログラムに関する調査・分析又は助言、電子計算機端末による 通信を用いて行う電子計算機及び電子計算機用プログラムの設計、電子計算機の設計に 関する情報の提供、電子計算機の設計に関する助言、電子計算機システムの遠隔監視、 電子計算機の移転に伴う障害の回避又は障害の回復に関する調査・分析又は助言、電子 計算機用プログラムの設計・作成又は保守に関する情報の提供、電子計算機用プログラ ムの設計・作成又は保守に関する助言、通信ネットワークシステムの設計・作成又は保守、 通信ネットワークシステムの設計・作成・運用・管理又は保守に関する調査・分析又は助

言、電子計算機及び電子計算機用プログラムの環境設定及び機能の拡張・追加、電子計 算機システムの設計・作成又は保守に関する助言 電子計算機への電子計算機用プログ ラムの導入。電子計算機用プログラムの提供、電子計算機間の接続検証、電子計算機上 でのプログラムの動作の確認検証、電子計算機間の接続及び電子計算機上でのプログラ ムの動作に関する情報の提供、電子計算機用プログラムの故障診断及びウイルス検査、 電子計算機用プログラムの最新化、コンピュータデータベースへのアクセスタイムの賃貸、 インターネットのホームページの作成、電子計算機におけるデータのフォーマットの変換、 電子計算機用データへの変換

(111)【登録番号】 第5089768号

(151)【登録日】 平成19年(2007)11月9日

(210)【出願番号】 商願2007-39230

(220)【出願日】 平成19年(2007)4月19日

【先願権発生日】平成19年(2007)4月19日

【最終処分日】

【最終処分種別】

【出願種別】

【商標(検索用)】 ouroboros

(541)【標準文字商標】 ouroboros

(561)【称呼】 ウロボロス, アウロボロス, オウロボロス

(531) 【ウィーン図形分類】

(732)【権利者】

【氏名又は名称】有限会社津森千里デザインスタジオ

【類似群】 05A02 06B01 13C01 20A01 20E01 21A02 21B01 21D01 23A01

【国際分類版表示】第9版

(500)【区分数】 1

(511)(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

14 貴金属、キーホルダー、宝石箱、記念カップ、記念たて、身飾品、宝玉及びその原石並びに 宝玉の模造品, 時計





商標登録証 (CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5300869号

商標(THE MARK)



ウロボロス

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第12類 自動車並びにその部品及び附属品、二輪自動車・自転車並びにそれら の部品及び附属品、船舶並びにその部品及び附属品、航空機並びにそ の部品及び附属品、鉄道車両並びにその部品及び附属品

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2009-070881

出願年月日(FILING DATE)

平成21年 9月16日(September 16,2009)

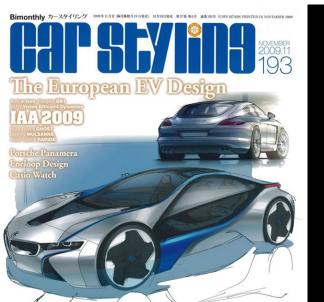
この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成22年 2月12日(February 12,2010)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)









A Righteous Hero Born in a Local Shop





ニューエイジサイドカー! OuroboxxxCFではなく、サイドカーにも新しい出来はマオートスタッフまご。 選定権主に持ったのか、サレッチ・パラへの情が、 このような事務を含み立すのに、 HCNOACBR1000XX + EMERGE TYPE3

BMUK100 + EMERGE PROTTYPE





HAMASAH ZZ-R1100 + EMERGE TYPE2







Znug design 根津孝太







Original Reverse Trike







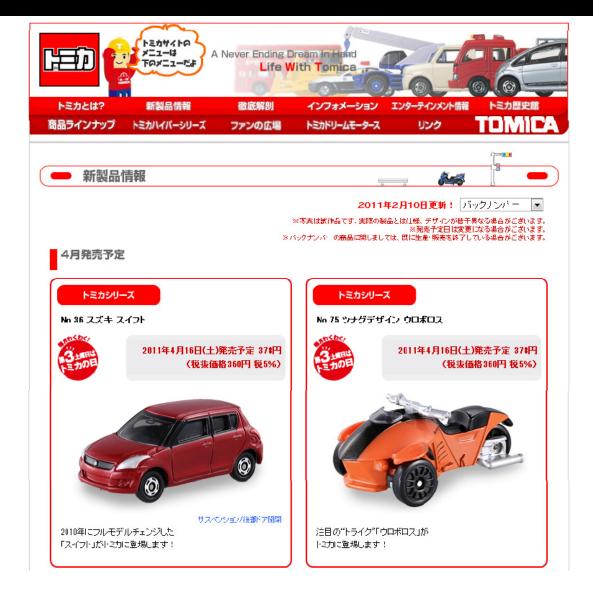








権利を持っていればこその成果?



691236 時間のわかる日傘





691236 時間のわかる日傘

初の自社製品 (成り行き)

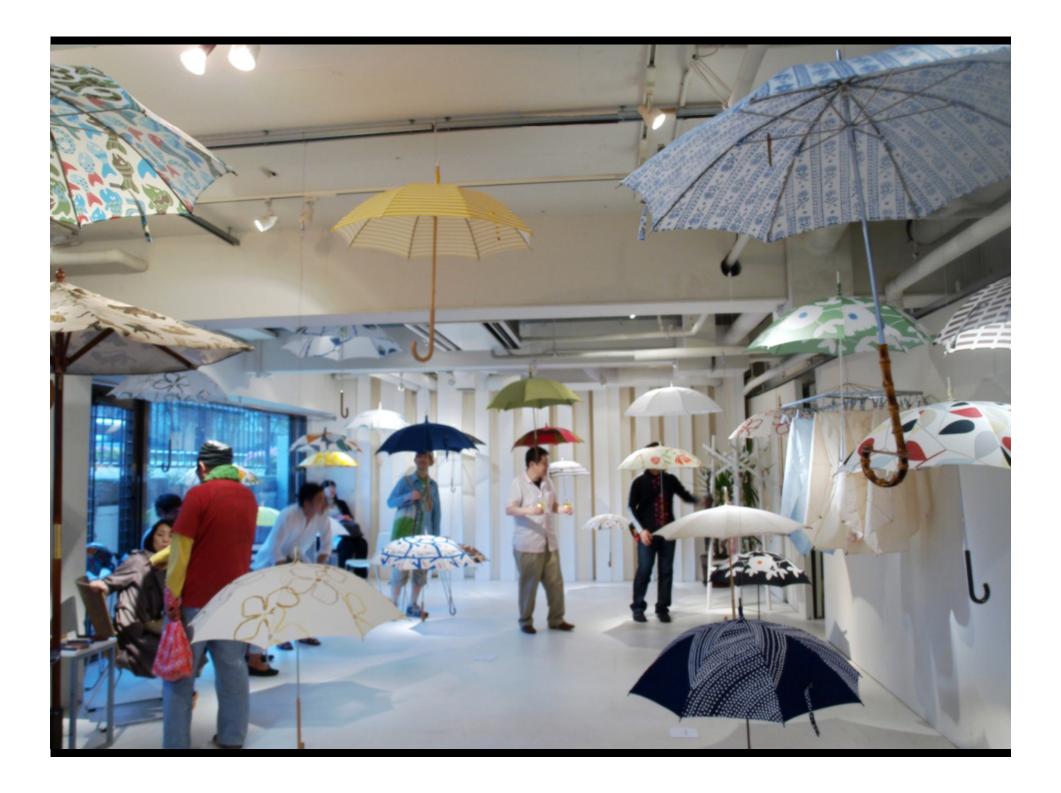
- ・ 商品化前提 → 権利化は絶対必要
- ・製品の特性上、意匠登録では意味がないと考え、 実用新案を出願
- 商標登録ではまたまたドラマが…

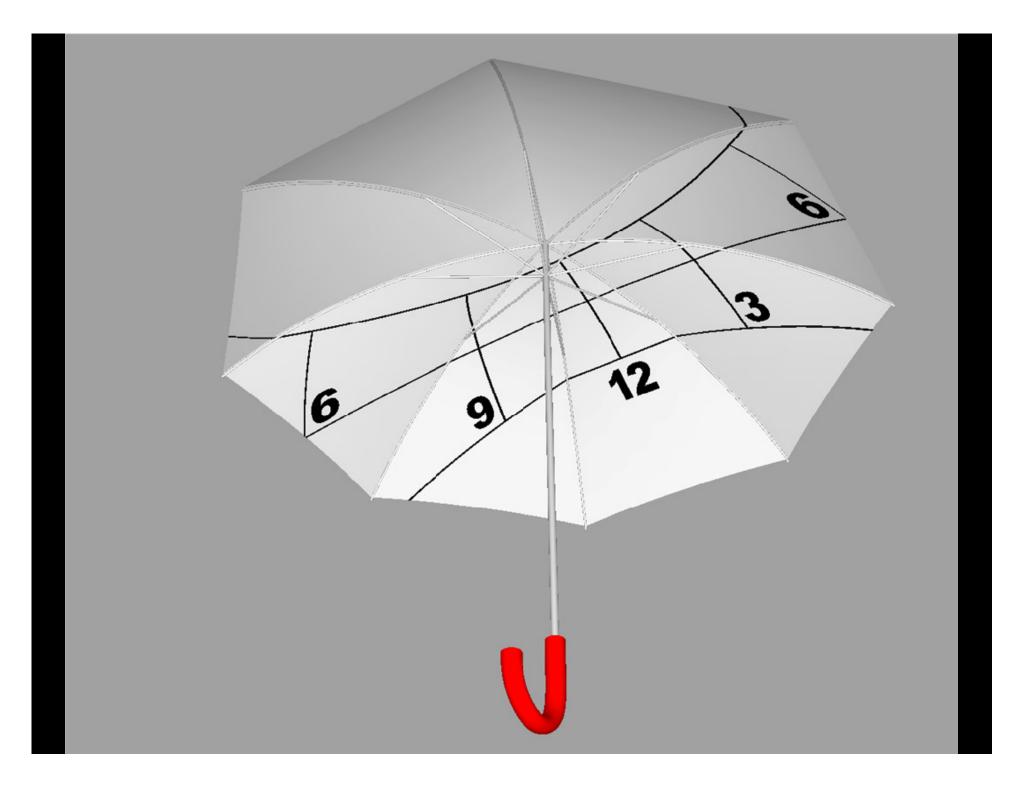


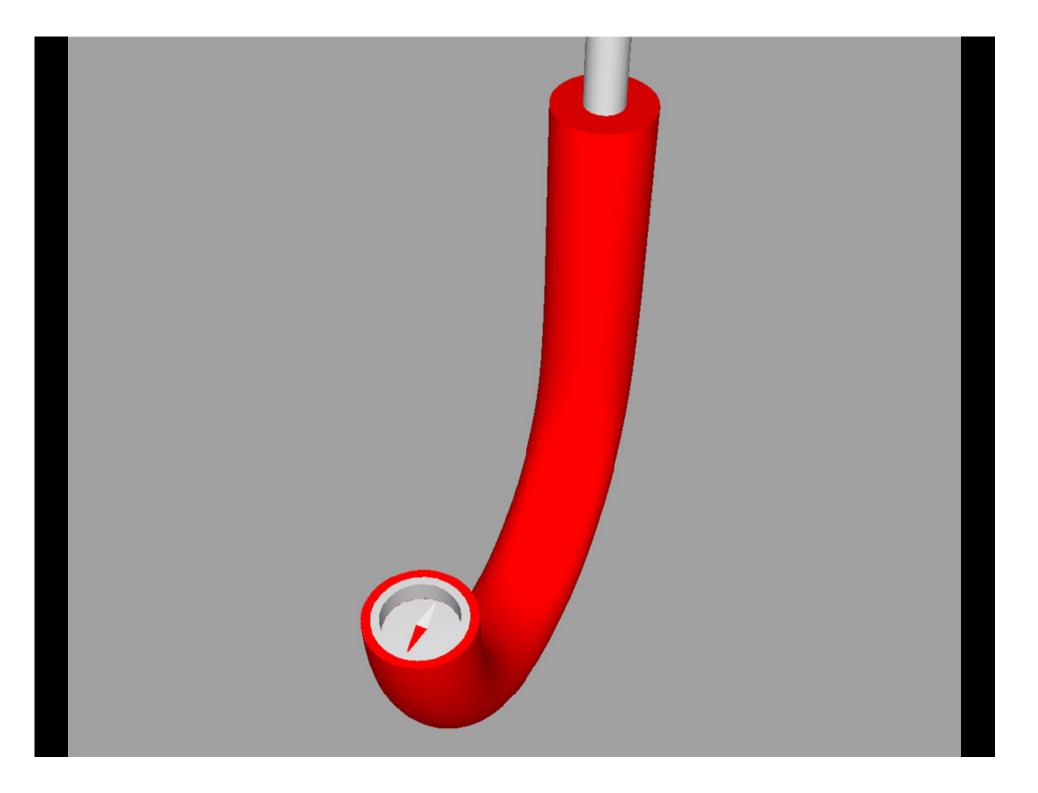


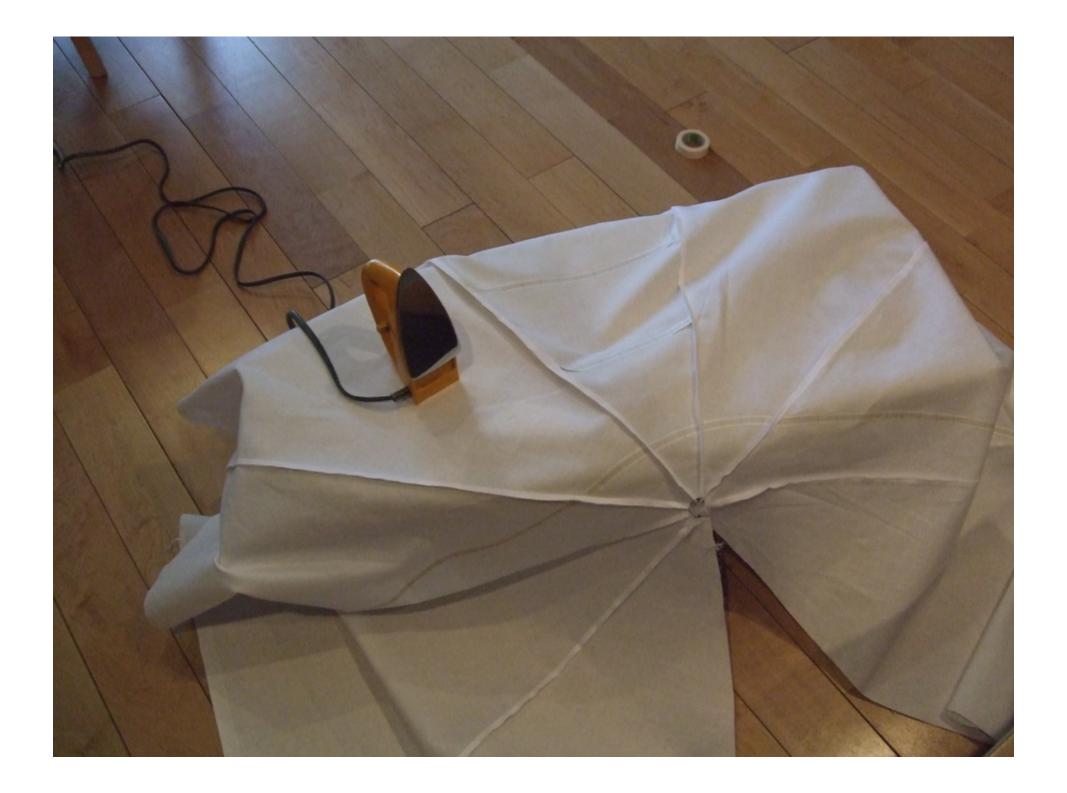


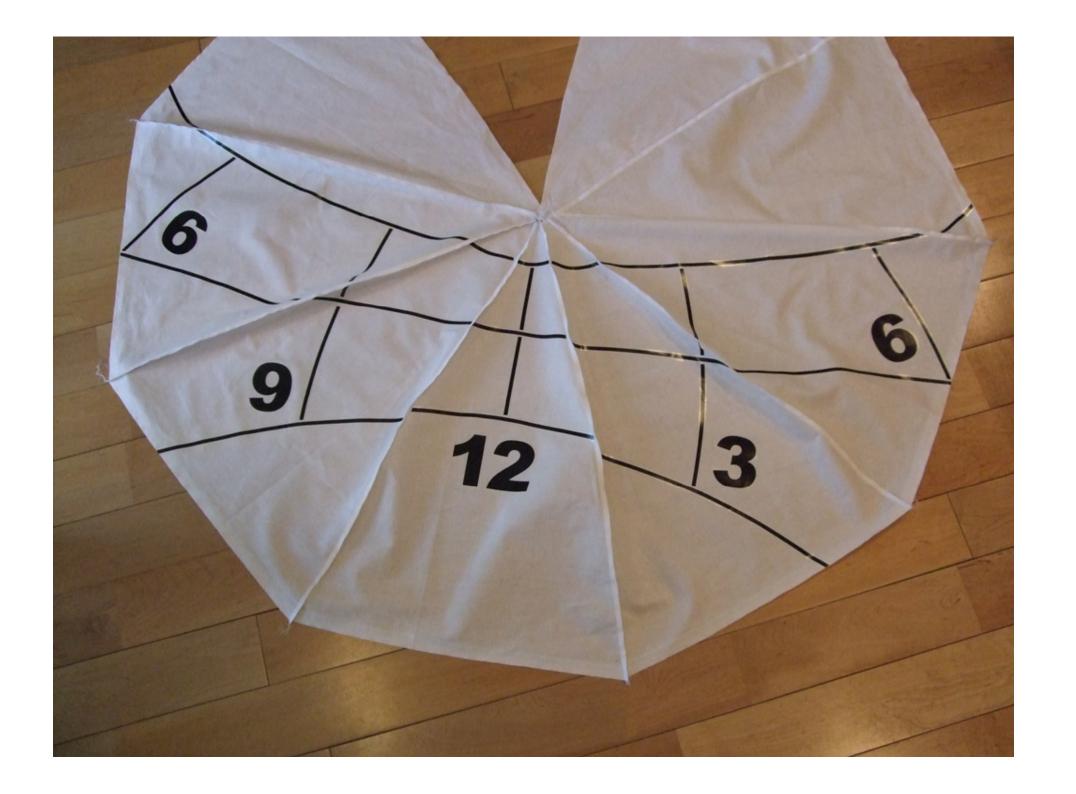








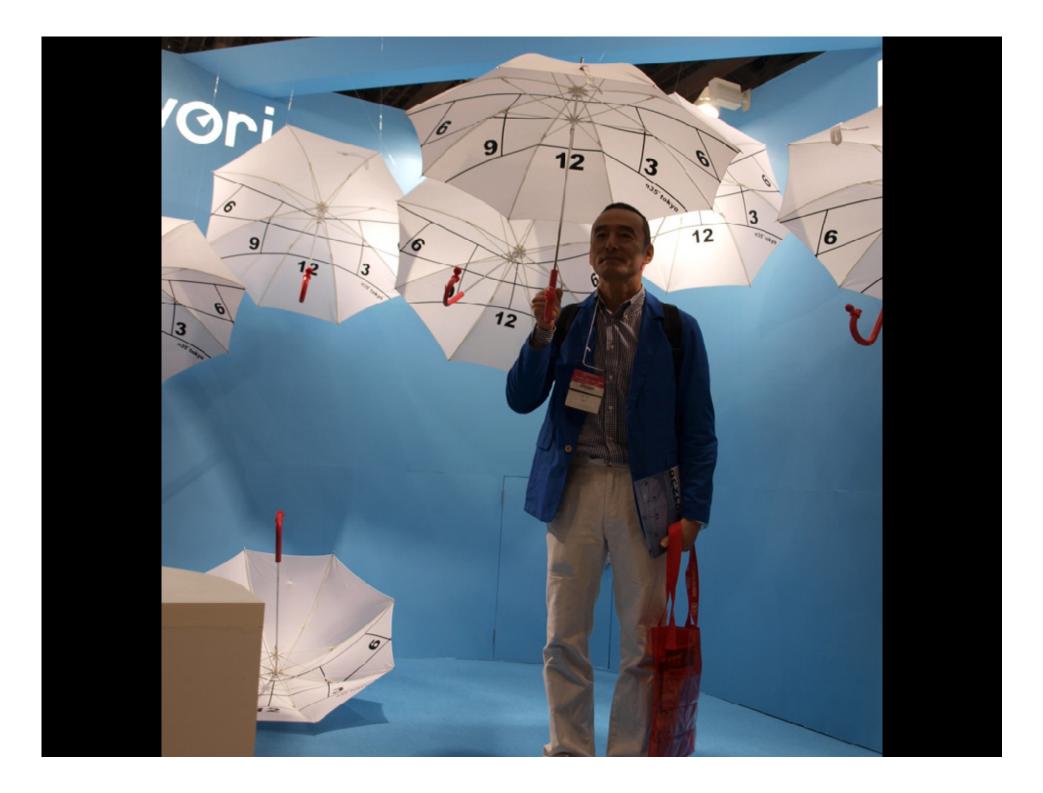
















実用新案出願

【考案の名称】日傘

```
【書類名】
             実用新案登録願
【整理番号】
             Z N U G - 0 9 0 0 2
【あて先】
             特許庁長官殿
【国際特許分類】
             A45B 17/00
【考案者】
  【住所又は居所】
             東京都杉並区善福寺三丁目22番10号 有限会社 znugdesi
g n 内
             根津 孝太
  【氏名】
【実用新案登録出願人】
  【識別番号】
              5 0 7 3 1 2 4 8 2
  【氏名又は名称】
             有限会社 znug de sign
  【代表者】
             根津 孝太
【納付年分】
             第1年分から第3年分
【手数料の表示】
  【振替番号】
             20600
  【納付金額】
【提出物件の目録】
  【物件名】
             明細書
  【物件名】
             実用新案登録請求の範囲
  【物件名】
             要約書
  【物件名】
             図面 1
【書類名】明細書
```



【技術分野】

[0001]

本考案は、太陽の位置によって、大まかに季節と時刻を知ることができる日傘に関するものである。

【背景技術】

[0002]

日傘は強い日差しを避けるために利用されている。日傘の傘布に印刷などの手法によってほどこされた模様は、利用者の趣向にあわせて数多くの意匠が存在するが、特に実用上の意味を持っていない。

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

[0003]

解決しようとする問題点は、日傘の傘布にほどこされた模様が実用上の意味を持っていないという点である。

【課題を解決するための手段】

\(--;) そんなこと誰も困ってないし

[0004]

本考案は、日傘に方位磁針を備え、傘布を通して見える太陽の位置によって大まかに季節と時刻を知ることができる表示を傘布にほどこしたことを最も主要な特徴とする。

【考案の効果】

[0005]

本考案の日傘は、方位磁針を備え、日傘を方位磁針に従って適切な方向に向けることを可能にするとともに、傘布を通して見える太陽の位置によって大まかに季節と時刻を知ることができる表示を傘布にほどこしてあるため、傘布の模様に実用上の意味を持たせることができるという利点がある。

【図面の簡単な説明】

[0006]

【図1】図1は日傘の外観図である。(実施例1)

【図2】図2は日傘の持ち手部分の外観図である。 (実施例1)

【図3】図3は日傘の傘布の外観図である。 (実施例1)



【考案を実施するための形態】

[0007]

日傘に方位磁針を備え、傘布を通して見える太陽の位置によって大まかに季節と時刻を知ることができる表示を傘布にほどこした。

【実施例1】

[0008]

図1は、本考案の1実施例の外観図であって、1は傘布、2は持ち手、3は方位磁針、L1は午前6時を示す表示、L2は午前9時を示す表示、L3は正午を示す表示、L4は午後3時を示す表示、L5は午後6時を示す表示、Laは夏至の日の太陽の動きを示す表示、Lbは春分及び秋分の日の太陽の動きを示す表示、Lcは冬至の日の太陽の動きを示す表示である。

[0009]

図2は、本考案の1実施例の持ち手部分の外観図であって、2、3は図1と同様である。

[0010]

図 3 は、本考案の 1 実施例の傘布の外観図であって、 1 、L 1 、L 2 、L 3 、L 4 、L 5 、L a 、L b 、L c は図 1 と同様である。

[0011]

日傘の持ち手2に方位磁針3を備え、日傘を方位磁針3に従って適切な方向に向けることを可能にするとともに、傘布1を通して見える太陽の位置によって大まかに季節を知ることができる表示La、Lb、Lcと、大まかに時刻を知ることができる表示L1、L2、L3、L4、L5を傘布にほどこしたので、日傘の模様に実用上の意味を持たせることができる。

【実施例2】

[0012]

方位磁針を持ち手と別体とし、持ち手部分からひもなどでつりさげることによって備える。



【符号の説明】

[0013]

- 1 傘布
- 2 持ち手
- 3 方位磁針
- L 1 午前6時を示す表示
- L2 午前9時を示す表示
- L3 正午を示す表示
- L4 午後3時を示す表示
- L5 午後6時を示す表示
- La 夏至の日の太陽の動きを示す表示
- Lb 春分及び秋分の日の太陽の動きを示す表示
- Lc 冬至の日の太陽の動きを示す表示

【書類名】実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

方位磁針を備え、傘布を通して見える太陽の位置によって大まかに季節と時刻を知ることができる表示 を傘布にほどこしたことを特徴とする日傘。

【書類名】要約書

【要約】

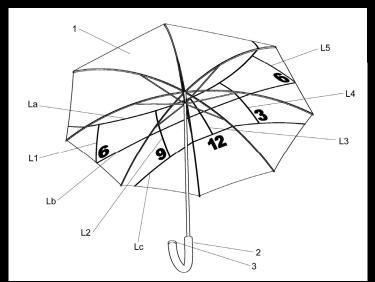
【課題】日傘の傘布にほどこされた模様に実用上の意味を持たせる。

【解決手段】日傘の持ち手2に方位磁針3を備え、日傘を方位磁針3に従って適切な方向に向けることを可能にするとともに、傘布1を通して見える太陽の位置によって大まかに季節を知ることができる表示しa、Lb、Lcと、大まかに時刻を知ることができる表示L1、L2、L3、L4、L5を傘布にほどこす。

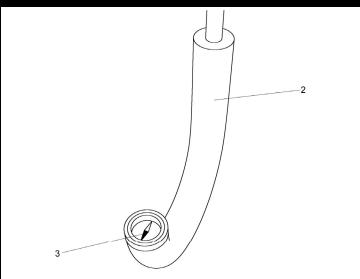
【選択図】図1



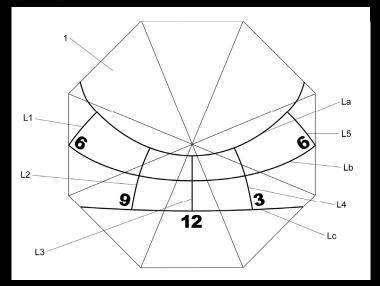
【書類名】図面 【図1】







[図3]









(CERTIFICATE OF UTILITY MODEL REGISTRATION)

登録第3151476号

考案の名称(TITLE OF THE DEVICE)

日傘

実用新案権者(OWNER OF THE UTILITY MODEL RIGHT)

東京都杉並区善福寺三丁目22番10号

有限会社 znug design

考案者(CREATOR OF DEVICE)

孝太

出願番号(APPLICATION NUMBER)

実願2009-002304

出願年月日(FILING DATE)

平成 2 1 年 4 月 1 1 日(April 11,2009)

この考案は、登録するものと確定し、実用新案原簿に登録されたことを証する。 (THIS IS TO CERTIFY THAT THE UTILITY MODEL IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 2 1 年 6 月 3 日(June 3.2009)

特 許 庁 長 官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)







商標出願

名称を hiyori に決定、ロゴを制作、出願

hiy@ri



先願があるのは知っていたが、「類似の役務」ということまで考えていなかった

(先願はカバンなどを取り扱う小売店)

整理番号 ZNUG-10001 発送番号 076767 発送日 平成22年 5月24日 頁: 1/ 2

拒絶理由通知書

 商標登録出願の番号
 商願2010-007331

 起案日
 平成22年 5月19日

 特許庁審査官
 手塚 義明
 7567

 商標登録出願人
 有限会社 znug design 様

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2(又は同法第15条の3第1項)に基づきその理由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出 してください。

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理 由

この商標登録出願に係る商標は、下記の登録商標と同一又は類似であって、その商標に係る指定商品(指定役務)と同一又は類似の商品(役務)について使用するものですから、商標法第4条第1項第11号に該当します。

拒絕查定

商標登録出願の番号

商願2010-007331

起案日

平成22年 9月 1日

特許庁審查官

手塚 義明 7567

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第18類

願書のとおり

商品及び役務の区分の数

1

商標登録出願人

有限会社 znug design

結 論

この商標登録出願については、商標法第15条の規定に基づき、商標登録をす ることができません。

理由

この商標登録出願については、平成22年 5月19日付けで通知した理由が 解消されていないため、商標登録をすることができないとの判断に至りました。

************ ご注意 ***********

この"ご注意"は、全ての拒絶査定書に自動的に記載しているものです。

1. この査定に不服がある場合について

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内 に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます(商標法第44条第1 項)。

なお、この査定に不服があっても、上記審判を経ることなく、取消訴訟を提起 することはできません。仮に、上記審判の審決にも不服となれば、その審決に対 してのみ取消訴訟を提起することができることになっています(商標法第63条 第2項で準用する特許法第178条第6項)。

2. この書面において著作物の複製をしている場合について

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号(裁判手続等における複製)の規定 により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならない

691236という名称で商標再出願

691236

拒絕理由通知書

商標登録出願の番号

商願2010-041509

起案日

平成22年 8月30日

特許庁審查官

金子 尚人 8028

商標登録出願人

有限会社 znug design 様

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由があり ますので、商標法第15条の2(又は同法第15条の3第1項)に基づきその理 由を通知します。

これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出

なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査するこ とになります。

理由

この商標登録出願に係る商標は、商品の品番として使用されるのみならず、日 常普段に使用されている数字のみからなる「691236」を書してなるもので すから、きわめて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標といえます。 したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項第5号に該 当します。

◇ この通知に関する審査内容についてのお問い合わせ先

担当審査官 金子 尚人

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線4643 (9月1日以降:4633)

(なお、平成22年9月1日より商標審査室の内線番号体系が変更されますので 、9月1日以降は、新しい内線番号にお問い合わせ願います。)

********** ◇ この通知に対する応答書類 (意見書、補正書等) の書式や手続きに関するお 問い合わせ先

担当部署 方式審査課 第7担当(商標担当)

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2657

◇ その他商標登録出願に対するご相談

担当部署 独立行政法人 工業所有権情報研修館相談窓口

電話番号 03-3581-1101(代表) 内線2121~2123

意見書

意見書を提出(まだ返事はいただいていません!)

【書類名】 意見書

【あて先】 特許庁審査官殿

【事件の表示】

【商標登録出願人】

【識別番号】 507312482

【氏名又は名称】 有限会社 znug design

【代表者】根津 孝太【発送番号】134430

【意見の内容】

この商標登録出願に係る商標「691236」は、実用新案登録第3151476号の発明に係る製品のためのものであり、「691236」は単なる数字の羅列ではなく、この製品の特徴を表す時刻表示、すなわち、午前6時、午前9時、正午12時、午後3時、午後6時に由来するものであるから、平成22年10月1日付の拒絶理由通知書により指摘された拒絶理由に該当しない。



ウオッチ・ニュース vol.1

モノマガ大注目の新作や、いま欲しいモデルを一堂に紹介する新連載が スタート! 今月は独特なカラーリングをまとったモデルにフォーカスだ! 文 モノ・マガジン編集部



クケース、ウレタンストラップ、日常生活用強化防水(10 気圧)。価格7875円、8セイコーウオッチ お客様相談室 BB0120-061-012

AGCM004 価格7875円



太陽が待ち遠しくなる 日時計な晴雨兼用傘!

均等に配された数字に、手元の方位電石。 実はこの傘、おおよその季節と時間がわ かる日時計仕様なのだ。中の生地を透過 して太陽を見ることで、縦線と数字で時 間、機線は上から夏至、春分・秋分、冬至を 知ることができる。指水&UV加工してあ るので晴れの日はもちろん。雨の日だって 使える。白い生地から逃げて見えるキラキ ラした大阪はとてもキレイ。企画はznug design (ツナグデザイン)希ジェネレ イトデザイン=03-5942-7302 www.gnr8.jp



デザイナーが解釈する

イデアインターナショナルの 新プランド「Untrod (アン トロッド)」から、プロダクト デザイナーが手がける腕両針 が登場。ロス・ミクブライドに よる「マドカドケ」はポリウレ タン製のブレスレットを押 すとLEDで時間を表示。安積 伸の「ソル」はソーラーバネル をデザインの中心においたソ ーラーハイブリッドウオッ チ。8イデアインターナショ ナルロ03-5446-9530

マドカドケ価格1万2600円

スタイリッシュなブラック

スウォッチプロチームに所属する世界関係のスノ ーポーダー、アン・フロー マークサーがデザイン した彼女のコレクションが到着。シャイニーブラ ックのストラップとネオンカラーで、定番のジェ ントがスタイリッシュな際に、ヨーロッパの主要 ゲレンデでボー スラッシュ」はスノーバスとし て使用可能。クオーツ、ケース径34mm、プラス チックケース×ストラップ、日常生活防水、そして 「シークレット・コード」は0~9が2本、0~1が 1本、0~3が1本、計4本がセットになったリン グ、誕生日など大切な記念日

をセットして渡すのもア リ。8スウォッチ コール **±**0570-004007

個格7350円









キーワード・人物・役名を入力して】▶検索

| | イベント | | 劇場映画 | | お取寄グルメ | | 本・pvp | | ショッピング | | ゴルフ | | 地・

TXBiz News

E morning

NEWS FINE

カンブリア宮殿

ガイアの夜明け

ルビコンの決断

週刊N新書







時間がわかる日傘!



商品名

691236

商品の特徴

数字と太陽の軌跡を表す曲線が内側に書かれた日率。柄を中心に北を自 分側、南を12の方向に合わせ、太陽を見ると、現在の季節・時間がわか る。

バックナンバー



油を取り除く 2010.09.27



車イスのまま運転 2010.09.24



超アクロバティック! 2010.09.23



光にあわせて眠りに 2010.09.22



時間がわかる日傘!



2010.09.21



<u>ホコリを一掃!</u> 2010.09.20



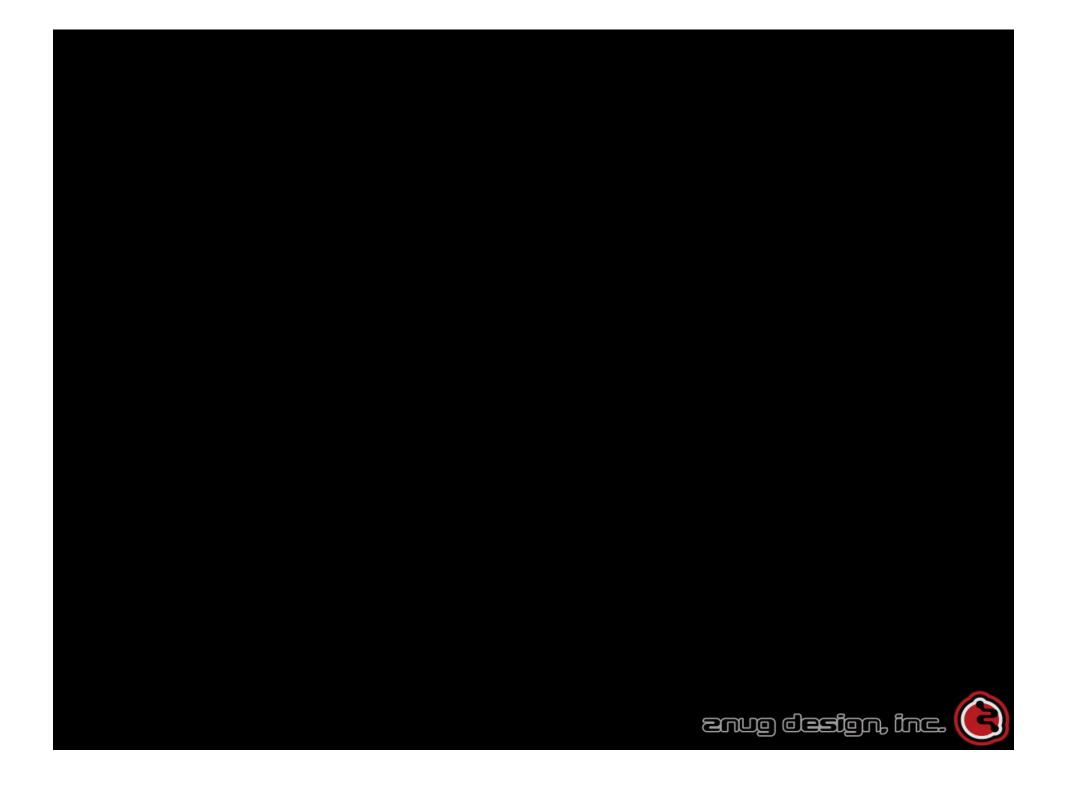
O Dで寸法測定 2010.09.17



免許証で開閉 2010.09.16



折れ曲がるまな板 2010.09.15



長時間のご清聴ありがとうございました!

日本をものづくりでもりあげましょう!

(いろいろとドラマはありますが…)

